

第5回平成18年12月定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成18年12月7日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時48分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	井上 行雄
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

5. 議事日程

- | | | | |
|---------|-------------|---|---------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 議員発議第 6 号 | 与謝野町議会委員会条例の一部改正について | (提案～表決) |
| 日程第 5 | 議員発議第 7 号 | 与謝野町議会会議規則の一部改正について | (提案～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 1 6 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町固定資産評価員の選任について) | (提案～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 1 6 6 号 | 与謝デイサービスセンター及び在宅介護支援センター条例の制定について | (提案～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 1 6 7 号 | 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | (提案) |
| 日程第 9 | 議案第 1 6 8 号 | 後期高齢者医療制度創設に伴う京都府後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約案の議決について | (提案) |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 6 9 号 | 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更について | (提案～表決) |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 7 0 号 | 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について | (提案～表決) |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 7 1 号 | 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について | (提案～表決) |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 7 2 号 | 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更について | (提案～表決) |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 7 3 号 | 与謝野町道路線の廃止、変更及び認定について | (提案) |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 7 4 号 | 町道明石香河線改良(その2)工事請負契約の変更について | (提案) |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 7 5 号 | 滝水源浄水設備新設工事請負契約の変更について | (提案) |

- 日程第17 議案第176号 阿蘇シーサイドパーク施設整備工事請負契約の変更について
(提案)
- 日程第18 議案第177号 山手線法面整備工事請負契約の変更について
(提案)
- 日程第19 議案第178号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)について
(提案)
- 日程第20 議案第179号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
(提案)
- 日程第21 議案第180号 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)について
(提案)
- 日程第22 議案第181号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)に
ついて
(提案)
- 日程第23 議案第182号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
(提案)
- 日程第24 議案第183号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に
ついて
(提案)
- 日程第25 議案第184号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
(提案)
- 日程第26 議案第185号 平成18年度与謝野町水道事業特別会計補正予算(第2号)について
(提案)
- 日程第27 議案第186号 平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算について
(提案)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

ことしもあと3週間となってまいりました。きょうここに、第5回平成18年12月の定例会を開会いたしましたところ、議員の皆さん、そして理事者、執行機関の皆さんには大変お元気で、全員ご参集願いましてありがとうございます。

12月に入りましてから、大変寒さも厳しくなっております。どうか体調には十分気をつけていただきまして、十分なるご審議を賜りますよう、冒頭お願いを申し上げる次第でございます。

それでは、ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第5回平成18年12月定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、議員発議第6号、与謝野町議会委員会条例の一部改正について他23件であります。

以上、24件を一括上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第114条の規定により、

9番 井田義之議員、10番 赤松孝一議員、

以上、2名をお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

それでは、最初に一部事務組合議会の報告をしていただきます。

なお、前もって申し上げておきますけれども、この報告に対する質問は受けつけいたしませんので、その点ご了解願いたいと思います。

はじめに、宮津与謝消防組合の報告をお願いします。

今田議員よろしく申し上げます。

17番(今田博文) それでは宮津与謝消防組合の組合会議報告をさせていただきたいと思います。

新町になりまして、新しい構成になりました。議会は2回開催をされました。第1回目は、役員構成がされまして、議長には宮津市の松浦議員さん、副議長には与謝野町の糸井議長、監査委員には与謝野町の森本議員さんがそれぞれ就任をされました。

2回目の会議でございますけれども、18年度補正と17年度決算が審議をされました。

17年度の補正につきましては、主なものは給与改定の減額補正に伴いまして、分担金が

2,859万8,000円減額をされました。補正後の基準財政需要額に対しまして、102.69%の分担金といいますが、率ではそういうことになります。給与の減額率でございますけれども、4級以上が10%の減額、それから3級以下が7.5%の減額ということになりました。10月補正後の分担金の総額につきましては、8億1,071万4,000円、宮津市が3億1,399万円、伊根町が6,477万6,000円、与謝野町4億3,194万8,000円ということになりました。

17年度決算でございますけれども、歳入が9億1,745万7,087円、歳出が9億1,336万9,673円でございます。歳入総額の88%を占めております分担金でございますけれども、総額で8億744万34円でございます。前年対比と比較をしてみますと、1,773万8,000円、率にしまして2.1%の減ということになっております。主な歳出では、歳出の82.7%を人件費が占めております。人件費の額は、7億5,532万3,000円、職員数は87人体制でございます。

それから、火災発生なり救急業務につきましても、少しだけ報告をさせていただきます。火災発生は17年度中31件ございました。宮津市16件、加悦町4件、岩滝町3件、伊根町3件、野田川町5件。主な出火原因につきましては、たき火が6件、たばこが4件、それから放火が2件あります。救急業務につきましては、搬送件数が2,012件、搬送人員が2,083人、宮津市847人、加悦町296人、岩滝町167人、伊根町185人、野田川町321人、管外が267人ということになっております。

それから講習会でございますけれども、AEDの講習を9回されておまして、148人が受講されております。それから一般救急講習が53回、1,937人受講されております。

それから車両台数、主なものだけ申し上げますけれども、合計で24台保有をされておまして、消防ポンプ自動車4台、化学消防自動車1台、救助工作車が1台、救急自動車5台ということです。

以上、簡単でございますけれども、宮津与謝消防組合の議会報告とさせていただきます。

議長（糸井満雄） ありがとうございます。

次に、与謝野町宮津市中学校組合の報告をお願いします。

上山議員よろしくをお願いします。

3番（上山光正） それでは与謝野町宮津市中学校組合議会の経過につきまして、ご報告をさせていただきます。

去る8月22日、中学校組合の臨時会が開催をされ、午前10時から本庁の3階会議室で開会をされております。

その臨時会の主な議題は、正副議長の選出、それから教育委員会委員の任命、監査委員の選任についてでございます。

与謝野町議員は6名ございまして、糸井議員、井田議員、今田議員、畠山議員、森本議員、それから上山議員の6名でございます。宮津市の議会からは、同じく6名が選出されております。

正副議長の選出におきまして、議長には宮津市議会の木内議員が就任されました。また、副議長には不肖私が与謝野町議会から選出を受けました。教育委員会委員の任命につきましては、廣野雅士氏、それから岡田三栄子氏、垣中均氏が任命を受けられました。監査委員の選任につきま

しては、与謝野町の足立代表監査委員さん、それからもう一方、議会代表は宮津市の議員の松本さんが選任して、閉会をされております。

また10月18日定例会でございますが、午後2時、本庁3階の会議室において開会されました。

平成18年度補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出総額それぞれ1,260万8,000円を追加いたしております。予算総額をそれぞれ7,603万2,000円としたところでございます。

質疑は1件ございまして、耐震診断と起債の関係がありましたが、起立全員で可決をされております。

さらに平成17年度歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額は8,125万6,697円、歳出の総額は7,926万6,579円でございます。歳入歳出差引額は199万118円となります。実質収支額は199万118円となっております。

質疑ですが、質疑は費用弁償の考え方1件、図書費の状況が1件、運動場の設置基準につきまして1件、マイクロバス使用が1件、それから外国青年招致事業が1件の5件がありまして、その後起立全員で認定をされております。

また、当日、一般質問がございまして、宮津市議会の宇都宮議員さんが学校給食について、就学援助費の認定基準についてをご質問され、閉会をされております。

そして、過日の12月5日1時30分より、与謝野町本庁3階で与謝野町宮津市中学校組合議会臨時会を開催いたしております。議案第5号におきまして、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会委員の任命につきまして、任期満了に伴います与謝野町字弓木1921番地、廣野雅士氏を与謝野町宮津市中学校組合教育委員会委員に再任に同意をいたしました。

同じく議案第6号におきまして、与謝野町宮津市中学校組合特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の制定についてを議題といたしまして、与謝野町の条例に準じて条例の制定を起立全員で可決をいたしました。

また、議案第7号におきまして、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の制定につきましてを議題といたしまして、与謝野町の条例に準じて条例の制定を起立全員で可決をいたしました。

議案第8号ですが、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合の規約の変更についてを議題といたしまして、別表中の岩滝町宮津市中学校組合を与謝野町宮津市中学校組合に改めております。また、京都府市町村職員退職手当組合規約の一部を改正をいたしました。旧条中、組合長があらかじめ指名する吏員を職員に改めております。また、収入役を廃止して会計管理者に改めております。10条中、「組合に収入役を一人置く」を、「組合に会計管理者を一人置く」に改正をいたしております。また2項で、収入役は組合長が組合会の同意を得て選任するを、会計管理者は組合長が次の条に定める職員のうちから任ずるに改正をいたしております。11条中、「組合に吏員その他」を、「組合に職員」に改正をいたしております。これらの条例すべて、起立全員で可決をされております。

以上、報告をいたします。

議長(糸井満雄) ありがとうございました。

次に、丹後地区広域市町村圏事務組合の報告については、私から報告をいたします。
簡単に報告をさせていただきたいと思います。

合併後、この組合議会につきましては2回ございました。議長に京丹後市の今度議長、副議長に宮津市の小田議長、監査委員に不肖私が就任をいたしました。

10月25日、第3回の丹後地区広域市町村圏事務組合会議が招集されました。提案されました議案は3件ございました。一つは、平成17年度丹後地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定でございます。もう一つは、平成17年度丹後地区広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定でございます。もう1点は、平成18年度丹後地区広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第2号)でございました。

内容は省略させていただきますが、まず一般会計の歳入歳出決算の決算額でございますが、収入済額が2,180万4,600円、支出済額が2,125万2,124円で、差引55万2,476円の決算でございました。なお、丹後地区広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算では、収入済額が1,543万9,728円、支出済額が1,474万191円で、歳入歳出差引残高が69万9,537円の決算でございました。

なお、平成18年度の丹後地区広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第2号)では、50万円の補正がされております。内容的には、世界遺産登録事業の事業費の一部でございます。

いずれも3件とも賛成全員で認定可決しておりますことを報告いたします。

以上でございます。

次に、各常任委員会が行政視察をされておりますので、各委員長から報告をお願いしたいと思います。

まず、総務常任委員会の報告をお願いします。

赤松委員長、よろしくお願いします。

10番(赤松孝一) それでは総務常任委員会の視察報告をいたします。

視察報告の前に、同じ月でありましたが、消防団の全国消防大会が三木市でございまして、そちらの方にも総務委員会として応援と視察を兼ねて行ってまいりました。結果等は皆さんご存じでありますので省略いたしますが、大変暑い日でありましたが、熱心に視察並びに応援をしてまいりました。

それから、いよいよ本題の視察でございますが、10月24日から25日というふうな、平成18年10月24、25と2日間でございましたが、視察場所は長野県の皆さんもよくメディア等で聞かれています栄村でございます。なぜそこへ行ったかと申しますと、ことしの議員研修会でも講師先生などが、いつもこの村を一度見聞しなさいというふうなおっしゃっていますので、ぜひとも行ってみたいというふうな気持ちで、目的としましては、「住民本位のまちづくり」というふうなことをテーマに行ってまいりました。

当日は、この村初めての民設民営による特別養護老人ホームの竣工式ということでありまして、村長、議長さん等の方々とは残念ながらお会いすることはできませんでした。そのかわりに、企画財政グループの企画財政班長の斎藤保氏の方の説明をいただいたわけでございますが、まず斎藤氏がおっしゃった開口一番、この栄村を語るにおいては、雪をおいてあり得ないというふうな

ことでありました。

聞いてみますと、140日間は大体3メートル以上の雪に埋もれているそうでございます。特に昨年度は、大体4メートル近い雪がずっとあったそうでございます。5月の連休のころまでであったそうでありますが、そのような雪を横に置いては語れないというふうな地域で、観測史上日本最高の7メートル88センチを記録したのもこの村だそうでございます。

人口は2,515人というふうな、伊根町より少し小さい村ですが、2,515人という小さな村であります。何分にも長野県の中でも新潟県との県境というふうな、非常に山の中でございました。集落も31集落、小さな村ではありますが、31集落ありまして、271.51平方キロメートル、うち山林平野が93%というふうな、全く山の中の村でございました。

高齢化率は42%というふうな、大変高い高齢化率でありまして、今年度の当初予算が28億200万円でしたが、村税は1億たしか6,000万円だったと思っておりますが、非常に依存財源の高い村ではございましたが、自分たちでやっていくんだというふうに頑張っておられるようでした。

議員の定数は12名でございます。職員数は88名ということでありました。私たちがお邪魔しました栄村役場も、まだ新しい役場でございまして、木の香りのする木材を使った立派な役場でございましたが、こんな立派な議場はございませんでした。議場で我々は説明を受けたのですが、議場は普通の部屋でありまして、議会の日はここが議場になると、何でもないときは、こうして皆さんにお話する場所だというふうな、多目的会議室というふうな、このような立派なものでは全くない議場ではありましたが、そういったところにもまた村民の意気込みを感じる部分もありました。

したがって、こういった県境の村でありますので、一部事務組合も新潟県の町や市と村と一緒に一部事務組合を形成するなど、非常に変則的なイレギュラーな、むしろ生活圏は新潟県とのつながりが多いなと思えるような感じがいたしました。特に同じ村の中でも、いわゆる電化製品の周波数が50サイクルと60サイクル、2つにわかれるというふうな、それが差し当たって行政には何の影響もないんでしょうが、我々からすると非常に不思議な一面を感じる部分がありました。

そういった中で、この村長さんの考え方としましては、基本的な、市町村合併もしないということが第一基本でありますし、村の行政運営が持続可能であることをまず考えていかなければならないという中から、当然のことながら、行政コストの削減、それから村独自の整備をするところが、いわゆる住民本位の村づくりと、村独自の整備をするということになるわけで、この村独自の整備の中に、よくテレビや新聞で出てきます道直しとか、下駄履きヘルパーとか、雪下ろしとか、いろんなのがあられるわけですが、これはもう長くなりますので割愛をします。事務局に資料は置いておきますので、また見ていただいたら結構ですが、そういう基本的な方針のもとに村独自の整備をされたわけですが、基本的には、都市と農山村部とでは公共事業の物差しが明らかに違うわけです。あわないわけです。ところが、国はそういう実情は全く関係なしに補助金というものをぽんと出すと。ところがそれをもらうことによって、むしろそれをもらうばかりにコストが高くなる、高くつく事業もあるという中から、事業の選択をされて、村独自の、どうして低コストでできるかというふうな、国の紐つきのお金もほしいんですが、それをもらうことによって

むだづかいが起きないかというところに、そういったヒントがあるようでございます。

そういった中で、結局は国と決して仲が悪いわけではないんですが、きょうまでの国でやってきましたこういう交付税や補助金や過疎債を提供することによって、地方を指導してきたわけですが、その結果が今テレビなんかで報道しておる夕張市のような結果になってしまう恐れが多分にあるという中から、お金はほしいんだけど、じゃあ自分たちのお金も含めてどう使おうというふうなところが、村長さんの非常にアイデアの優秀なところだというふうに思っています。

そういった中で、私たち自身も地方分権、地方分権と言っていて、地方分権と言っておきながら、国の国政を論じたり、そちらにおんぶに抱っこしているわけですが、やはり基本的には、自分たちの町の独自の制度をどう満たすかと、国の政策がどうだこうだと言っている場合ではないと。まず自分たちの町にあった自分たちの町を、政策形成能力をやはり我々議員も持たなくてはならないし、職員の皆さんにも持っていたきたいと。独自の制度をどう満たすかということが先決であろうなというふうなことを感じさせられました。

それから、当然のことではあります、金がないから工夫が生まれると、何も無いから今あるものを大切にすると、そういった当たり前のことではあります、そういった中からこそ、村民の相互扶助、雪下ろしの制度等も生まれてくるんだろうなと。そこには、必然的に郷土愛も育まれるというふうな、そういういい循環になってまわっていくのかというふうなことを感じさせていただく視察でございました。

以上、簡単にかいつまんだ報告でございまして、このように全議員6名の貴重な感想文が綴った行政視察報告書、写真付きでございますので、議会事務局に保管しておきますので関心のある方は職員の方であろうと議員の方であろうと、ぜひとも読んでいただければ、なかなか楽しい文章になっています。以上です。

議長（糸井満雄） ありがとうございます。

次に、文教厚生常任委員会の報告をお願いします。

上山委員長。

3番（上山光正） それでは文教厚生常任委員会の行政視察報告を行わせていただきます。

参加者は委員長の私と副委員長の森本議員、それから委員の畠山議員、井田議員、服部議員、糸井議員、それに事務局の森下事務局長でございます。

実施日は11月16日でございました。3カ所を視察をいたしておりまして、16日は社会福祉法人こうほう苑、ここに13時30分から16時30分までいろんな研修をさせていただきました。また明けて11月17日の視察先は、たつの市の揖龍クリーンセンター、ここでは9時30分から11時過ぎまで、また加西市賀茂幼稚園は、13時30分から15時30分まで視察をさせていただいております。

平成17年4月オープンの高齢者向け優良賃貸住宅としてアザレアコート、こうほう苑は住み慣れた場所で暮らし続けることができる、新しい型の高齢者住宅を提供しておられました。1階には、暮らしを彩るレストラン、美容室、花屋、健康をサポートするいきいきり八ピリセンター、健康管理室を併設しておられます。できる限り元気で豊かに生活をしていただくことを目標としておられます。介護が必要な場合は、ホームヘルプサービス、デイサービス、24時間介護サービス等を利用することができます。鳥取県高齢者向け優良賃貸住宅として認定をされております

ので、一定の所得以下の場合、鳥取県の家賃補助を受けることができる施設でございました。

視察内容でございますが、与謝野町の課題を取り上げ、研修を、受けたわけですが、要点筆記で十分なまとめではありませんけれども、お許しをいただいて報告をさせていただきます。

特養は全部4人部屋であります。個室に改修をされています。新型特養としてユニットケアの職員配置は、基準では3対1であります。介護順位によっては2対1プラス看護師という形がとられておりました。100人で6人の介護士を置いておりますが、介護報酬が下がっていく中、人件費63%上昇に追われて、非常に苦しい経営で、ほとんど厳しい環境のようでした。

特養というのは、装置産業になりますので、資本改修率が非常に低いわけですから、借入れが運営にもろに響いてまいります。特に、介護報酬が今回は平均2.4%下がったため、半年間は収入がダウンしたということでした。何とか先月ごろから前年度対比でプラスに転じたということですが、その原因は個室に改修して、4人部屋をとり間仕切りをしながら、準個室型にしたことでした。特養は、全部が個室と理解していただけたらいいかと思います。利用者を優先しますから、当然として措置費の時代なら給食費が高いわけですが、利用者が100人で厨房の栄養士6人、そのうち一人がパート、非常勤職員ですね、ですから5.5人で100人の食事をつくるということは、絶対にできない数であるということですが、県の方の机上の指導がそうであります。

理事長さんのおっしゃるのは、餌ならできる、しかし県立の施設はパンと牛乳でごまかしておられるというようなことですが、こうほう苑は食事を出してあげたい、材料費と人件費が高くなりますが、人数をふやし、責任が持てるよいものを出していきたいというように話されております。

与謝野町の質問資料の回答をいただいたわけですが、与謝野町ほかの介護老人福祉施設は、130床、一般ケアハウス45床を特定化していく方法を考え出すと、そのようにしないと今後において運営が非常に難しくなる。また、今から法人が投資をして新設運営するには、なかなか難しい、大変な時代に入っているというようなことをお聞きしております。

特に与謝野町の法人は、都市部ではありませんので、周辺からの集客力がありませんから、町内で計画されるのであれば、小規模多機能が適していると思っておりますが、私どもも小規模多機能を現在やっておりますが、今はまだオペレーションがうまくいっていないということで、私は待機者の方の要介護2、3が多ければ、その方たちの多くが小規模多機能を利用されるかどうか、十分調査をして、利用者が多ければ小規模多機能を計画されてもいいんじゃないかなというご回答をいただいております。

また、小規模多機能は25人の定数でありますから、25人の平均介護度が2以上であれば、経営が成り立つ。その周辺にグループホームを設置することにより、より効果がよくなると思うと言っておられました。

なぜかと言いますと、31日間べったり入居しても、小規模多機能はいいわけですから、例えば家賃が2,000円をいただくと、1ヵ月6万円の家賃収入があるわけです。これは特養と家賃が全く変わらないわけですし、食事はまた特養と同じ、同じ負担で小規模多機能は、看護師も必ずいますし、ケアの職員の数も9人で1人の泊まりがありますし、泊まりは7~8人しかおりませんから、看護師、ケア職員が常時2人が身近におられるわけですから、利用者にとっては非

常に安心度が特養よりも高いわけであります。常時泊まりが可能ですから、通いを中心といたしながらも、泊まっていたとしてもいいわけでございます。

特養は、老人が住むところというイメージを払拭するのが新型特養、小規模多機能地域密着型です。グループホームの評価がよくなってきたのは、小規模でアットホーム的な感じで一人一人にあわせたケアをしていくから喜ばれているわけでございます。

そこで、町内の方が何を思っているか、まず意識を調査してもらい、小規模多機能施設をよく理解をしていただいた上で、また勉強もしていただき、それをわかってもらった上でニーズがあるかないかを一番問題点にさせていただきたいということでございます。

企業の方も、特養はまだ個室型になっていないわけですが、一部個室があるにしてもまだ少ないわけですから、小規模多機能施設に移る方がよいかと思います。小規模多機能は、時間が限られていないし、デイサービスでも何時から何時までと時間も限られるわけですから、小規模多機能施設は一切時間に関係がないわけでございます。なおかつ、夜でも不安があったら出前をしてくれる。ヘルパーを施設では看護師とケア職員の2人が常時常駐をされているわけでございます。特養よりずっと小規模多機能の方が、24人にとっては安心できる施設だと思われま。

ただ、25人の枠が決められておりますから、25人の枠をきちっと守っていくことが非常に大切なこととなります。介護1とか要支援の方では、採算的にきついわけですが、経費的な面も考慮して、対応しなければならぬわけでございます。公がやると考え方がどうしても甘くなる。社会福祉法人なり、一般企業でもきちとした運営をやる能力を持った事業者の選定が難しいわけですが、企業感覚の優れた法人なり企業を見つけて、やっていただきたいということでございます。

ただし、真剣に市場調査をしなくて事業を展開している経営者が全国に数多くあるわけですが、措置の時代ならまだしも、介護収入が減額の方にある今日では、経営状態は非常に苦しい施設が多いわけでございます。対象となる法人の管轄区域に要介護2、3、4の方も100人ぐらいおられるわけですが、この中から25人をピックアップされても、介護保険だけでは事業費がオーバーする形になります。在宅の中から、2、3、4の方ですと、何らかのサービスを現在利用されておられますので、この方々に小規模多機能施設を利用していただければ可能だと思われま。あとは費用的に営業と歯車があうかどうかという点が心配でございます。

小規模多機能は定員25人ですから、20人は集めること、そのかわり平均介護度2以上で定員25名の確保が条件でございます。その8人ぐらいで割るようになっておけば、在宅で緊急を要する、本当に困った人があっても、十分カバーがしていけるということでございます。

また、古い建物を小規模多機能に利用する場合、約110坪から20坪ほどが必要でございます。改造費は最低1,500万円から4,000万円前後が必要となります。25名を収容できる建物は、公民館、学校等の教育施設しかないわけですが、補助金も含めて耐震の問題もあり、あと少し資金を出せば、新築も可能な金額になるわけですから、根本から見直しが必要と考えられます。

木造平屋建て新築であれば、耐震の問題もなく、町から土地を借りて土地代の問題がなければ、木のぬくもりもあり、採算的には運営ができます。与謝野町に1カ所ぐらいグループホームがあった方がいいと思われま。ということです。

特養とかはやめて、小規模多機能とか、グループホームとデイサービスを設置された方がいいですねという言葉聞いております。

食費と居住費の補助金があれば、10万円までで運営ができるそうでございます。あとは、介護保険の収入ですが、平均グループホームで12万円から3万円が相場のようにございます。しかし、町が低所得者に減免制度を設けて、だれでも入りたいときに入れる施設建設をつくるのが待機者の解消につながるということでございます。

健康保険は、悪くなれば病院に行けますが、介護保険は待機者の解消が問題ですが、特養が一番よいということはないということでございます。また、この視点を変えなければいけない。職員には、常に世の中は動いているので、きょう一日安眠したら、3日修正が要る。3日寝たら、10日修正にかかる。1ヶ月安眠したら修正不能というように職員を教育をされております。

また、17日の9時30分から11時30分まで、たつの市の揖龍クリーンセンターを視察をさせていただきました。たつの市揖龍クリーンセンターの概要ですが、たつの市及び太子町は、兵庫県の南西部、姫路市の西に位置しておりまして、1級河川揖保川の流域に沿って広がっております。南部と北部とでは地勢が異なっておりましたが、南部は瀬戸内海に面する御津町をはじめ御津川沿いの平坦地が大部分を占めております。北部では揖保川沿いの平野部を除くと、山地が大部分を占めておりました。

施設概要ですが、平成6年度を初年度といたしまして、3カ年の継続事業が進められ、愛称エコロと言われております。当初計画のとおり、平成9年度で完成の運びとなったわけですが、全国の自治体においては、消費生活の多様化、産業経済活動の高度化により、ごみの量は増大の傾向にあります。ごみの質も大きく変化をいたしております。まさに、ごみ問題は社会的課題であります。従来の燃やして埋める方式から、リサイクルを推進し、埋め立て処分をする灰などを極力減らしていく資源環境型社会を求められておりますが、県内初の直接溶融方式を採用した施設でありました。

一つに、資源ごみを分別収集のあと、その他のごみを一括溶融処理をする。溶融処理により生成された溶融物は、スラブ、鉄分に選別して、それぞれ資源として再利用をされております。三つ目には、従来埋め立て処分をする灰の20分の1を最終処分場に投棄し埋め立てるわけですから、処分場の大幅な延命化が図られるわけでございます。さらに、排ガス処理をはじめ、防音、防臭にも万全の配慮と、可能な限りの自動化を図ってあります。

環境にやさしい施設であると同時に、改めて研修の意義と重みを感じた次第でございます。

管理主体は揖龍保健衛生施設事務組合、厚生市町は1市1町、たつの市と太子町でございます。管理面積が233.55キロ平方メートル、人口が11万6,581名、敷地面積が37.213平方メートル、これは都市計画決定エリアになっております。

平成2年から用地交渉に入り、10年かけて完成しております。当時、建設工事が一番高い時期でありましたので、高額な建設費用になっておりますが、全体でいくと106億4,000万円ほどの事業費ですが、ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設と一緒に整備した施設であります。

クリーンセンターの溶融炉は、運転委託で工場の建物の中は一切委託でこなしておられます。近畿環境プラントサービスというプラントメーカー直系の操業会社27名おられるわけですが、契約上の人数は26名でございました。公害対策の方ですが、ダイオキシン対策は溶融方式です

ので、対策なくても数値自体はクリアしておるわけですが、煙突から出る煙のダイオキシンをさらに下げるために、活性炭を少し使って消石灰に混ぜて噴射し、排ガスの中に残っているダイオキシンを定着させて処理をされております。

燃焼については、燃えるごみを熱分解し、ガスに一たん変えて焼却しておりますが、直接ごみに火をつけて燃やすよりも、一たんガスにした方が完全燃焼しやすく、ダイオキシンが出にくいわけですから、発電用のボイラーと温度調整機の使用で、高い温度を一気に下げるため、ダイオキシンが発生しやすくなり、そこで再構成の必要となるわけでございます。

燃焼室から出たときは、ダイオキシンはありませんが、温度調整機、ボイラーを使用するとき、少しダイオキシンがふえてまいります。そこで、ふえたダイオキシンを活性炭で取り除くと同時に、また窒素酸化物については尿素を使用、塩化水素硫酸化物は消石灰を使っておられます。一部分では、副資材で石灰石を炉内に投入し、煤塵についてはバグフィルターでろ過しております。その後、集塵灰処理も薬剤を使って安定化をしておりますが、溶融はコークスを使って不燃物と一緒に投入するタイプでいきますと、そこで鉛が高くなってまいりますので、鉛を重点的に安定させ、とめてやる薬剤を使用しておられます。

最終処分は大阪湾のフェニックス計画で処理をされておりますが、排出につきましては、基本的にクローズドシステムで場内に必要な水はもちろん、場外で使う溶融炉旧対中の生活雑排水、合併浄化槽の排水等は浄化槽で処理したのち、放流されているということで、地元と協定がされております。

次にリサイクルですが、クリーンセンターから12種類の資源が出てまいります。リサイクルできないごみは集塵灰、もとの灰ですね、バグフィルターで補修した灰だけでごみ処理した灰の量は約1%を下回る程度でございます。その元灰に気鋭素材を入れても、ごみ処理した灰の4%の重さしか最終処分場には行かないわけでございます。分別収集ですが、新聞、雑誌、段ボール等はそれぞれの市、町で資源改修に取り組みされております。現実には、7種分別で行い、大きくわけて普通ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、紙パック、プラスチック製容器包装、紙製容器包装に分別されております。

議 長（糸井満雄） 委員長、できるだけ簡潔にお願いします。

3 番（上山光正） いろんなご意見がございますので、以下を省略させていただきますが、この平成12年にプラスチック容器包装の分別をやりはじめて、平成16年度から紙製の容器包装を分別に加えたことから、溶融処理は減りましたが、まだフル運転の状況でございます。年度別搬入実績120トン、これは日ですが、溶融炉で年間3万6,000トンの処理が限度ですが、年間万トンと計画から飛び出しております。

まだまだたくさん報告をしなければならぬんですが、またこれ先ほど来のとおり事務局の方に置きますので、十分目を通していただきたいと思っております。

まとめですが、このごみ問題は一日も休められない事業でございますので、住民の生活に密着した不可欠な問題であり、たつの市の例に見られるごみの分別後の溶融を与謝野町、また隣接広域で早期に実現を望みたいと思っております。

また、同日1時30分から3時30分、加西市の賀茂幼稚園に視察に行つてまいりました。

人口は5万人で、昭和42年に合併、来年は40周年記念のようでございます。保育所、幼稚

園の関係ですが、加西市は保育所しかなかったわけであり、私立の幼稚園はありましたが、公立幼稚園がなく、今から20年、30年前に地域の方が就学前の教育の充実ということで、地元の方々が1年間の幼稚園教育をしたいとの要望があり、小学校区で10園ありました。公立保育所の1園が、私立保育所が5園、幼稚園が1園、幼児園が1園ほか9園ございます。加西市の0歳児から5歳児就学前までの子どもたちは、ことし4月1日現在、2,480人です。平成12年に審議会を設け、望ましい幼稚園、保育所のあり方について、地元の先生方にも入会願い、1年後、13年に答申を受けて、その中に幼稚園構想があって、平成16年の4月に賀茂幼稚園ができたわけでございます。

各方面からの全体的な構想を示すというようなことですが、保育所、幼稚園は公立だけではありませんから、私立も入っております。私立も一緒に入れた法律で運営するわけですから、非常に難しかったようでございます。

幼保一元化に伴う幼稚園の開設経過は、平成16年4月開設で、3年が経過しているわけですが、各地から視察を受け、過日も京都府の南丹市が1ヵ月前の10月24日に視察に来られております。

一応、小学校の校長を兼務で園長にして、幼小の連携を深めるといふところと、わずかな謝礼で兼務が願えるということがプラス材料かなというようなことでもございました。したがって、幼保一元化の期待が高かったわけですが、与謝野町では一元化よりも統廃合をより早く取り組まれたいと熱望して報告を終わりたいと思います。

以上です。長々と失礼いたしました。

議 長（糸井満雄） ありがとうございます。

報告中ではございますけれども、ここで一たん休憩したいと思います。

50分まで休憩します。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、産業建設常任委員会の報告をお願いいたします。

廣野委員長。簡潔によろしく申し上げます。

4 番（廣野安樹） それでは大変ご苦労さんでございます。産業建設委員会の視察報告をさせていただきます。

11月7日、8日と、行き先につきましては雲南市吉田町の株式会社吉田村、そして境港のプラント5を視察してまいりました。

視察の目的といたしましては、まちおこし、そして産業振興について勉強してまいったところでございます。

雲南市につきましては、平成16年11月に6町の合併によりまして誕生したまちでございます。人口が4万4,000人、その中の吉田町のまちおこしについて視察を報告をさせていただきます。

この吉田村は、6町の中でもまさに地域づくりの知恵の源であり、日本でも有数の和鉄の生産、たたら製鉄で栄えた町でございます。その街並みにつきまして、村長でありました堀江さん、

また今は市会議員であるわけですが、その方にずっとまちづくりについての紹介をしていただき、視察をしてみました。

歴史村が景観づくりや、それから鉄の歴史村の景観づくりや、その村に対してのまちづくりに対して、本当に気迫、また勢いを感じたところでした。

この取り組みにつきましては、我が町の与謝野町のちりめん街道事業などの取り組みや、まちづくりも関係住民の郷土の誇り、確信、これを生かそうとする姿勢や取り組み内容、非常によく似ていることに感心をいたし、注目をしてまいったところでございます。

それで、この吉田村につきましては、高岡専務の方からスライドで説明をしていただきました。この吉田村の設立は、1985年昭和60年の4月に、今まで栄えてきた和鉄の衰退などから、地域の過疎化が進み、危機感を抱いた住民らが、地域おこし、まちおこしで立ち上がり、自分たちの力で地域の産業振興を図り、雇用の確保を目指そうと有志が集まり、目をつけたのが少量単位の農産物を生かした製品づくりでありました。

旧吉田村は、山地で水も空気も澄んでいる地域素材を生かし、外貨を稼ごうという考えでこの第三セクターを立ち上げられたということをお勉強してまいりました。当初の資本金は1,500万円、役場の物置を借りてたった3人で始められ、当初の売り上げは5,000万円と伺っております。

行政主導で進めた事業が続かないと判断され、あえて株式会社、第三セクター方式を採用されました。業務内容は、4つ事業をやっておられるわけですが、1点目は、特産品の製造販売、特にこの点につきましては、45%の売り上げを現在ではされておられまして、たまごかけご飯の専用醤油を特に全国に売り上げをされ、この売り上げはたまごかけご飯の醤油だけで9,000万円と伺っております。

そして2つ目は、市バスの運行業務の受託。それからこれにつきましては、現在では約5%の売り上げをしておられるということでございます。それから簡易水道の管理、観光地の結局事業を取り組んでおられるわけですが、これは30%の売り上げをされております。

それから、温泉施設の経営でございますが、これの運営につきましては、売り上げの20%をされておられるということございまして、現在17年度の実績といたしましては、年商5億1,200万円、優良企業ということで吉田村の過疎化に対して、高齢化の波に直面しているが、第三セクターのふるさと村の存在は、非常に大きい地域を支える中核企業であるということを感じてまいりました。

現在では、従業員64名、地元産品を全国に発信続け、地域全体を支える存在となっておりますということをお聞きしてまいりました。

また、商品に関しては、イベントなどを開催され、PRに努めておられるということで、たまごかけご飯につきましては、全国サミットを取り組んでおられるというようなことを勉強してまいりました。

このようなまちおこしに対する大切な意気込みは、我が町を愛すること、そして若い方々の意見を取り入れ商品づくりをします。それから、販路につきましては、営業員1人で効率のよい営業展開をされておりました。この営業につきましては、行政に行くとか、商工会を通じて紹介をいただくというようなことで、効率のよい営業活動をされておりました。

それから、この会社で働いておられる若い方々が多かったわけですが、非常にいきいきとして働いておられました。我が仕事に自信を持つことが大切なことということ強く感じてまいりました。

時間的には大変この日はハードなスケジュールでございました。質問の時間が少なく、委員の方から残念だったということで、委員長に対して時間の配分をもう少し考えてくれという注文も受けております。

それから2日目は、プラント5境港を視察してまいりました。境港につきましては、当町にも出店計画のある大型店舗でございまして、境港市の郊外に店舗を構え、売り場面積1万6,700平方メートル、約5,060坪、駐車場1,705台収容、朝9時から夜10時まで営業、年間売上は16年度決算で63億6,000万円、当初の目標といたしましては、80億円を予想をされておったわけですが、現在では63億円と、余り伸びておらないというようなことでございました。

それから調査によれば、地元の境港市で38.2%、旧米子市で30.1%、旧松江市を含む東部で19%の割合で来店があるということでございまして、休日客の見込数は約3万人ということでございます。与謝野町にも出店計画のあるこの大型店でございまして、売り場の面積が非常に大きいということで、生鮮食品から日用雑貨、衣料、家電、何でも品揃いが揃い、卸並みの低価格であったということを感じてまいりました。

それから買物客に対しては、非常に便利だし、楽しいというような事業内容になっておりましたし、老人サロンやキッズルームも完備され、専属の保母3人体制で子どもを預かり、各売場にモニターが設置され、子どもの様子を確認しながら買物ができるようになっておりました。

サービス面においても、客のニーズを配慮したやり方など、地元商店も学ぶべき課題ではないだろうということを感じてまいりました。

また、これと反対する委員さんもおられ、店内は品ぞろえが豊富で、消費者の立場から見ると買物が便利で楽しいようであるが、魅力を感じないということは、見る商品が安物で、中国製品ばかりだったというようなことを感じておられる方もありました。

会社の経営につきましては、この5、6年急激に落ち込んでおるということを聞いております。それから株価につきましても、今現在では落ち込んでおるといこともお聞きをしておるところでございまして、境港の住民の方の声でございますが、当地の商店は非常に厳しいと。それから、いわゆる与謝野町にこうした大型店が来ると、破壊的な打撃を受けるだろうというご意見もございました。

また、プラントの出店により、近隣の商店街における影響はということで、商店街においては、従来のもよりの集客は望めない中、ここでは水木ロード、ゲゲゲの鬼太郎ロードでございまして、そこで観光客を誘致するというようなことで、この前何人ぐらいと聞いておりましたら、約80万人が観光客でお見えになっておるといこととございまして、こうしたことで転換を図ろうとしているが、経営的にはこの商店の維持は非常に難しいのではないかと感じたということを委員さんの方からお聞きをしております。

ほかにもたくさん、委員さんそれぞれレポートをいただいておりますので、議会の事務局に置いておきます。ゆっくりご観覧をいただいて、ご参考になればと思っております。

以上で委員会報告を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） ありがとうございます。

3 常任委員会からの報告でございました。3 常任委員長さん、大変ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

最後に、私から議長会等に関係します報告をさせていただきたいと思います。

9月の定例会以降の議長会のみ報告にさせていただきたいと思います。

まず、11月の6日に開催されました京都府市町村議会議員公務災害補償等組合議会の臨時会が開催をされました。

一つには、前副議長でありますのが大山崎町の議長であったわけですが、ご存じのように大山崎町、議員の改選がございまして、議長さんが変わられましたので欠員となりました。したがって、その副議長の選出の件でございましたが、協議の結果、再度大山崎町議長の新しい議長の前川光氏を副議長に選任をいたしました。

そのあと提案されました議案につきましては、平成17年度の京都府市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算の認定と、平成18年度の一般会計の補正予算でございます。その他条例の改正がございまして、まず歳入歳出の決算につきましては、内容につきましては省略させていただきますが、歳入合計が2,629万8,811円、歳出合計が2,520万3,867円で、差引109万4,944円を翌年度繰越とするという決算内容でございました。

さらに、平成18年度京都府市町村議会議員公務災害補償等組合一般会計補正予算が上程されました。1,320万円の減額補正でございます。これは、地方公共団体等の数の減少等によりまして、総合事務局構成ということで、合理化が図られました。そうしたもののうちの事務統一化ということでの職員の減少に伴う減額補正でございました。

さらに、条例の一部改正が18件上程されました。これは内容的には地方公共団体の数の減少及び総合事務局構成団体間の事務の統一化を図るための条例の一部改正整備というものでございました。すべて全員賛成で、決算は認定し、補正予算、条例は可決をいたしております。これが第2回の京都府市町村議会議員公務災害補償等組合議会の臨時会の経過でございます。

それから、引き続きまして、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合臨時総会が開催をされました。その内容につきましては、まず会長の補欠選挙でございます。ご存じのように、坂本会長が退任をされましたので、会長が不在ということになっておりました。したがって、その後任人事をめぐりまして、いろいろとご相談をいたしました結果、小西副会長、和束町の議長でございますけれども、副会長をされておりましたので、この小西副会長を会長に決定をいたしました。したがって、副会長も欠員となりましたので、副会長の選任もあわせて行いまして、木村山城町議会議員が後任の副会長として選任されました。新しい体制で和束町の議長小西議長が会長、副会長には山城町議会議員の木村議長が副会長ということで、新しく選任をされましたことで報告をさせていただきます。

引き続きまして、第5回の京都府議会議長会が開催をされまして、平成17年度一般会計及び特別会計決算が上程をされました。決算額につきましては、歳入が4,796万8,349円、歳出が4,680万4,148円で、歳入歳出差引残高が116万4,201円でございます。したがって、これの内訳につきましては、財政調整基金積立金に66万4,201円、そし

て18年度への繰り越しとして50万円を計上する決算でございました。

さらに、特別会計もございまして、特別会計は議員甲慰厚生特別会計歳入歳出決算でございます。歳入額は100万3,808円、歳出合計が99万8,804円でございます。歳入歳出差引合計が5,004円でございます。そういった決算が上程されまして、それぞれ可決いたしております。

さらに、11月22日、第50回の町村議会議長全国大会が開催をされました。この大会は、第31回の豪雪地帯町村議会議長全国大会を兼ねたものでございました。従来は、別々にやられておったと聞いておりますが、今回はこの議長全国大会にあわせて行うということで、2つの全国大会が開催されました。スローガンには、「真の分権型社会の創造をめざして」ということで、特別決議として、真の地方分権改革の推進に関する特別決議、さらには町村税財源の充実確保に関する特別決議の、この2議案が特別決議として上程され、可決されました。さらにそのほかに、決議として、議会の活性化など、13項目にわたり決議が上程され、今後政府あるいは関係省庁に対して要望活動を展開することを確認いたしまして、決議がされました。

最後に、頑張ろうコールを行い、閉会したところでございます。

以上が、50回の全国大会の報告でございます。

そのほか、議長といたしまして、いろいろの行事並びに会議に出席いたしておりますけれども、報告は割愛させていただきます。お配りしております議会の動きをご参照いただきまして、報告にかえておきたいと思っております。

以上でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 議員発議第6号、与謝野町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長（森下文夫） それでは議案の朗読をいたしますまでに、議員発議第6号と第7号につきましての議案のご訂正をお願いいたします。

お配りしておりますページでいいますと、2ページでございます。2ページの第14条第2項というのがありますがけれども、この第14条を第12条にご訂正をお願いします。

2ページの与謝野町議会委員会条例の一部を改正する条例の3つ目に、第14条第2項というのがありますがけれども、ここ第14条を第12条にご訂正をお願いします。それからもう一つ、たくさんあって申しわけございません。議員発議の第7号の関係で、5ページでございます。5ページの与謝野町議会会議規則の一部を改正する規則としまして、1番目に第14条に次の1項を加えるというのがありますがけれども、この第14条を第13条にご訂正をお願いします。

以上、まことにたくさんありまして申しわけありませんでした。

それでは議員発議第6号でございます。提出議員は井田義之議員でございます。賛成議員は小林庸夫議員以下6名でございます。

与謝野町議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由、地方自治法第109条の2及び第110条の改正に伴い、閉会中の常任委員、議会

運営委員及び特別委員会の選任及び辞任に関する規定を設けるものであるというものでございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 提出議員の提案説明を求めます。

9番、井田議員。

9番（井田義之） それでは、ただいま上程されました条例改正の趣旨説明をいたします。

地方自治法第109条の2及び第110条が改正され、閉会中においては、議長が常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を行うことができることになったことに伴い、与謝野町議会委員会条例第7条1項の委員の選任に関する規定に、閉会中の委員の選任にかかる規定を追加し、また同条第2項の常任委員会所属変更に関する規定に、閉会中の所属変更にかかる規定を設けるとともに、第12条を改め、閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任についても、議長が許可できることとするものであります。

すなわち、これまで議会運営委員及び特別委員の辞任については、議会の許可が必要とされ、閉会中の辞任はできなかったところでありますが、今回の改正で、閉会中は議長が委員を選任することになったことから、閉会中の委員の辞任も議長の許可で行えるように改めるものです。

これにつきましては、先ほど局長の方からの修正もありましたように、次のページに出ております、それから正誤表が出ております、現行と改正後の修正も出ております。これを見ていただいたら結構ですけれども、第7条の第1項に次のただし書きを加えるということで、ただし閉会中においては議長が指名することができるという項目を加えております。

それから、次にも第7条第2項に次のただし書きを加えるということで、ただし閉会中においては議長が変更することができるということも加えております。

それから、第12条第2項に次のただし書きを加えるということで、ただし閉会中においては、議長が許可することができるということで、この条文を加えて地方自治法の改正に沿って与謝野町議会委員会条例の一部を改正するという提案であります。よろしく皆様のご賛同をお願いいたします。補足説明、趣旨説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 補足説明はありませんか。

ないようですので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

井田議員、自席へお帰りください。ありがとうございました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議員発議第6号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議員発議第6号 与謝野町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議長（糸井満雄） 次に、日程第5 議員発議第7号、与謝野町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長（森下文夫） それでは議員発議第7号でございます。提出議員は井田義之議員、賛成議員は小林庸夫議員以下7名でございます。

与謝野町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法第109条の改正により、委員会も議案の提出ができることとなったことから、委員会の議案提出の手続き等について、規則の一部を改正するものであります。

以上でございます。

議長（糸井満雄） それでは提出議員の提案説明を求めます。

9番、井田議員。

9番（井田義之） それでは引き続きまして発議第7号について、改正案の趣旨説明を行います。

地方自治法第109条の改正により、委員会も議案の提出ができるようになりました。これに伴って、与謝野町議会会議規則第13条に委員会の議案提出の手続きを規定を設けるとともに、同法第109条の2の改正に伴って、第71条の一部を改めるものでありまして、皆さんに配布の次の資料に出ておられますのと、それからその次に現行と改正案がつけてあります。

いわゆる第13条に次の1項を加えると、3として委員会が議案を提出しようとするときは、その案を添え、理由をつけ、委員長が提出者となり、議長に提出しなければならない。

それから第71条第2項中、（第109条の2第3項）を（第109条の2第4項）に改めるという提案であります。

これで各常任委員会等も議案を提出ができるということでありまして、この改正案をご承認いただきますとともに、今後委員会等において、どんどんこれを使っていたらありがたいなということを申し上げて、提案の趣旨説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

服部議員。

13番（服部博和） 委員長にお伺いしたいと思っております。

委員会が議案を提出できるようになったということございまして、大変結構なことだと思っております。

提案する場合には、立法的な機能と政策立案能力、それから財政的機能というものを兼ね備えておらなきゃならないということございまして、今まで行政がやっていたことを、今度は議会の方からそういうものを研究しながら提案をしていかなきゃ、ただ絵に描いた餅になるのではなか

ろうかなというふうに思っております。

そうなりますと、やはり議員のいろんな勉強、政策能力というものの蓄積が必要になってくるわけですが、これに伴って、いわゆる政務調査費等あたりがやはり必要になってくるのではなからうかなというふうに考えております。

政務調査費と申しましたら、いわゆる我々の報酬とは全く別のものであり、やはり調査研究をする、ましてやこのように委員会から提案ができるようなことになりましたならば、当然議員の資質の向上、そのためには勉強しなければならん、そのためにはやはりイコール政務調査費というものが必要になってくるのではなからうかなと。だから、にぎりていただくような、今いろんなマスコミで問題になっているような政務調査費の出し方でなく、あくまでも透明で、ガラス張りな、そして本当の政策能力向上のために使える政務調査費というものが必要になってくるのではなからうかなというふうに思っております。この点につきましては、議会運営委員会で討論されたのか、話しをされたのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと、かように思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今回の提案につきましては、委員会で議案の提出ができるということですが、従来はこの委員会ですら、各個人の提出者があって、賛成者があれば提出ができたということで、ただ委員会ですらというふうに変ったというだけであります。

それから、私も議会運営委員会の中で政務調査費の件については議論をさせていただきました。そういう中で、一応運営委員会の中でも政務調査費が必要だという意見が多々ありました。いろいろ話し合いましたけれども、予算との関係もあり、一応議長におあずけをして、町長としっかりと調整をしていただくということで議長におあずけをいたしました。その結果、議長から返ってきました返事は、現在のところ町長の方で予算を執行する、予算を計上するつもりはないと、今の状態の中で何とか頑張りたいという返事がありましたので、その後議会運営委員会としましては、再度協議はいたしておらないというのが現状です。

服部議員が言われるように、確かに政務調査費についてはいろいろと今後も議論していかなければならないというふうには感じております。

以上です。

議長（糸井満雄） 服部議員。

1 3 番（服部博和） 過去に議長の方をお願いをされたという経過はわかりました。

今度、こういうふうに変ってくるわけですから、さらなる議員の資質というものが問われてくるし、またそれなりに議員も一生懸命やらなければ、47の議員の定数が現在18に減っていると。やはり3倍働かなきゃならん。そのためには、いろんな勉強、いわゆる政務の調査をしなければならん。そのためには、やはりそれにもいろんな財源というものがついてまわるということは明らかでございます。当然、政務調査費というのは法律で認められたものでございますし、ただ一部の東京都の方で話題になっているような、一部の乱雑な使い方と言いますか、でたらめな使い方が行われておりますけれども、当然そういうようなことは我々はそんなことに使う気もございません。もう一度この件につきましては、議会運営委員会の方で十分練っていただきまして、確実に政務調査費をいただいでいただくような方向でご努力を委員長にお願いしたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

答弁は結構でございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） きょうは本会議の席での服部議員の発言でありますので、このことも議会運営委員会の中で、再度私の方から協議をするということはしたいというふうに思っております。

ただ、このことが服部議員の意に沿うような方向に行くかどうかについては、また委員のメンバーの皆さんとともに協議をさせていただきます。

それから、ついでと言ったら悪いですが、先ほど出ておりました報告を今回、諸般の報告ということでやらせていただきました。発言時間に対する要望も私のところへまいっておりますので、これも一定の整理をさせていただくということ、ついでありますけれども、お約束をさせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

井田議員、自席へお帰りください。ありがとうございました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議員発議第7号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議員発議第7号 与謝野町議会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第165号、専決処分の承認を求めることについて（与謝野町固定資産評価員の選任について）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 12月議会が開会されまして、もう白熱した議論が行われておりますけれども、12月に入りまして大変寒く、寒雪を見るような、まさしく冬将軍がそこまでやって来ているという感じのする毎日でございます。

議員の皆さん方におかれましても、大変年末に向けてお忙しい中、本定例会におきまして全員参集いただき、そしてまた既に活発なご議論がいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

どうか悪い風邪がはやっているようでございます。ノロウイルスなんかによりますそうした病原といいますが、そうしたものもあるようでございますので、どうかこの会期中、元気に活発なご議論がいただけますようお願い申し上げます。

9月定例会後、私自身もイギリスのアベリスツイスの方へ行かせていただいたり、あるいは、今回今年度の全国大会、いろいろな大会が集中して行われました。11月中、東京出張が9日間にのぼるような大会、大会の毎日でございましたけれども、先ほど来常任委員長の皆さん方が委員会報告をされております。私自身もそうした報告をする場が全く今までなかったので、ご承知のとおり、与謝野町のホームページの中の「つれづれ日記」に大体内容的にはどういうことをしたかということを書かせていただいております。また議員の皆さん方も、議会事務局あるいは町民の皆さん方も、役場等でホームページを見ていただけたら、大体町長の行動がどういうものであるかというのが知っていただけるのではないかとこのように思いますし、そうした形で今後でもできるだけお知らせがさせていただきたいというふうに思っております。

また、この12月に至りますまでに、来年度に向けましていろいろな審議会等を立ち上げております。とりわけ、一番与謝野町にとっても大事な総合計画審議会が立ち上がりました。また、男女共同参画の推進委員会、行政改革推進委員会等々も立ち上がっております。昨日は、皆さんの一番関心事であった各地区の懇談会あたりでも、足の確保を今後どうするのだということで、公共交通のあり方等の検討委員会も昨日立ち上げました。町民の皆さん方のいろんなご意見をまとめた中で、よりよいまちづくりにつながるような、そうしたご検討がいただけるものと期待しております。

この12月議会、年末のわずかな時間でございますけれども、新しいまちづくりに向けての第一歩が着々と進んでいるということをご理解いただき、またそれらに向けての積極的なご意見をぜひ賜りたいというふうに考えております。

開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

それでは早速でございますけれども、議案第165号、与謝野町固定資産評価員の選任についての専決処分を報告し、承認を求めることについての提案の理由を説明を申し上げます。

固定資産評価員は、旧町から税務課長を任命してまいりましたが、与謝野町発足により、任命された和田税務課長を固定資産評価員として選任し、3月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

本来なら、5月開催の臨時会で報告し、承認を求めるべきところ、12月定例会に提案させていただき不手際をおわび申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 和田税務課長の退席を求めます。

（和田税務課長 退席）

議 長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時35分）

（再開 午前11時37分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長（大下 修） それでは私の方から固定資産評価審査員の選任についての説明をさせていただきます。

議案書の2ページにも記載をしておりますように、地方自治法第179条の第1項の規定により、選任をするものでございまして、旧町来から税務課長を選任をしております。

税務課長の履歴につきましては、議案資料の1ページに添付をさせていただいております。本来ですと、先ほども町長が申しあげましたように、3月1日から任命をしておりますので、5月の臨時会で報告し、承認を受けるべきものでございましたが、欠落をしております、今回報告をさせていただくものでございます。よろしくご審議をされまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

7番、伊藤議員。

7番(伊藤幸男) ただいま165号の議案ということで、これにかかわる質問ということではございません。ちょっと型破りというか、ルール違反ではないと思うんですが、言うところがないからここで言わせてもらいます。

議長(糸井満雄) ルール違反は余りしないように。

7番(伊藤幸男) もちろんわかってます。

先ほどから議事の進め方、それから提案のされ方ですね、ということを見てましてね、非常にスムーズにいったないと、これは。私も一部の方には議運関係者にも申し上げたことがあるんですが、まず概要説明を提案のこの今回の場合はこれとこれをやるというのは、町長が冒頭やってもらって、概要の議案についての概要提案をしてもらおうと。この上でね、個別の提案は担当課の説明でね、詳細説明をすると。議案ごとに。いうことをしないとね、何がこの議会で中心的なテーマになるのかというのがわからないというように思うんですよ。

それから、町長が先ほどこの165号の議案の中で、この間のことについて自分のいろんなことについても述べられたと。私はこれはね、おかしいと、これは。165号でやるべきでない。強いて言えば、冒頭の概要説明の中で、この間3ヵ月とか、特に今の時世についての自分の所見とか、所信表明をするべきであって、ルールとしてはおかしいというふうに思うんですね。これはもう議運の委員会でもね、ここは十分よく詰めてもらってですね、スムーズにやってもらわないとわけがわからないと。今でもそうでしょう、揚げ足とるような質問で申しわけないけど、順序がわかんないんですよ。町長が冒頭で概要説明をやったら、あとは担当課がどんどん、どんどん振ったらいんですよ。そうでないとスムーズにならないよ、こんなもの。1回1回町長が出ることはない。私はそれこそ時間のむだだと。終わります。

議長(糸井満雄) 議長の進め方もちょっと不手際があったことはおわびいたします。

それから、今伊藤議員が言われました、町長の初回の言うならば所信表明的なものについての取り扱いにつきましてはですね、今後議運等の中でこの辺は話を進めていっていただきたいなと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

不手際がございまして、大変申しわけありませんでした。

伊藤議員、よろしく申し上げます。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

9番、井田議員。

9番(井田義之) 筋に外れてない質問をいたします。

専決処分ということで、この専決処分という意味が私もよくわからなくなってきました。前からそう言うとするんですけども。今回、議会が成立しなかったというのがここに書いてあるんですけども、実際には議会が成立して、それで町長のことわりの言葉があったということなんですけれども、これを議会で承認しなければならない、地方税法第404条第2項の規定により議会の議決を得なければならないと。ところが、5月にやらずにきょうになったわけですね。この間、こういうようなことがあっても、何ら差し障りがなく、業務は遂行をされていけるのかどうか。この404条の第2項にあてはまってない状態ですね。そういう状態が今続いてきておるわけですね。きょうまで、今これが議決されるまで。その状態の中で、固定資産評価員の業務については、何ら差し障りがいいのかどうか、ちょっとこの点だけお尋ねをしておきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 総務課長。

総務課長（大下 修） 井田議員さんのご質問でございますけれども、3月1日に任命をして、専決処分をさせていただきました。そこで、もう既に任命の効力は発生しております。

ただ、その後最初に開催される議会に報告すべきところを欠落をしております、今回になったということで、そこはおわびを申し上げるわけですけども、その任命自体は専決処分ですそれは有効になっておるといふような解釈でお世話になりたいと思えます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） そしたら、再度ちょっと言葉尻をとるようなことになるかもわからんのですけれども、ここで承認をすると、承認を求めるといふ議案が太田町長の名前で出ておるわけですね。それで、これがもし落ちた、ずっと漏れたままになって、今幸い12月の定例会で提案されてきたと。漏れたままになると、もう全然我々はここに出てこなければ、このことは5月に漏れておったというのは全然わからんわけですね。

だから、これが漏れたままになって、ずっといくことも可能だと。わざわざ議会の承認をとらなくても、何ら業務に差し障りないと、3月1日に結局糸井町長が職務代理者として任命をされておると。また議会の承認は何ら必要がないんじゃないかなといふふうにもとれるわけですね。これはどういふように理解をさせてもらったらいいのか、ちょっと私わからんので、念のためにお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 自治法での179条第1項の規定により、専決処分を町長がしました。それで、条文はちょっとわからんですけど、それを報告をすると、議会に先ほども申し上げましたように、その次に開催される一番新しい議会で報告するというのも、自治法に明記されておりますので、今回、報告をさせていただくということでございます。

9 番（井田義之） 報告がなかったも、承認がなかったも、何もないんだなということですよ。

総務課長（大下 修） そのところはちょっと研究をしておりますので、申しわけございませんが、とりあえず報告をするということになっておりましたんで、その条文に照らしあわせて報告漏れであったので、今回報告をさせていただくということで、ご理解をいただきたいといふふうに思えます。

9 番（井田義之） よくわかりませんが、これで終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第165号を採決します。

本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第165号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町固定資産評価員の選任について）は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午前11時48分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第7 議案第166号、与謝デイサービスセンター及び在宅介護支援センター条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第166号、与謝デイサービスセンター及び在宅介護支援センター条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

特別養護老人ホーム与謝野園に昭和62年度に併設しました与謝デイサービスセンター及び平成2年度に併設しました与謝在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を、旧加悦町から引き継ぎ、合併時に制定すべきところ欠落しておりましたので、本条例を制定するものでございます。不手際をおわび申し上げますとともに、条例の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 町長から条例制定の趣旨説明がありましたので、引き続き条例案の詳細につきましてご説明申し上げます。

第1条は、設置の目的について規定するものでございまして、高齢者の在宅介護を支援するため、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターを設置することとしております。

続きまして第2条は、施設の名称及び位置について規定しております。

次に第3条は、設置目的、発生のため施設の有効な利活用を図ることを規定しております。

第4条は、指定管理者による管理について規定するものでございます。デイサービスセンター、在宅介護支援センターともに、設置当初から社会福祉法人北星会に管理運営を委託してまいりましたので、引き続き北星会に管理を指定する方向で、今後協議してまいりたいと考えております。

最後に附則では、先ほどの町長からも申し上げましたように、本来なら合併時にこの条例を専決処分の上、即日施行すべきところ、不備により欠落していたもので、私からもこの不手際をおわび申し上げます。

この不備によりまして、この条例の施行は公布の日からとするものの、本年3月1日からさかのぼって適用することとして、実際の運営に支障がないようにしているところでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第166号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第166号 与謝デイサービスセンター及び在宅介護支援センター条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。午後の再開は1時30分といたしますので、それではただいまから昼食休憩に入ります。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後 1時30分)

議 長(糸井満雄) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第167号、与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第167号、与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布され、即日施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

一部改正の内容につきましては、非常勤消防団員等の傷病補償、年金及び障害補償に係る傷病等級または障害等級ごとの障害、それに非常勤消防団員等の介護補償に係る障害について、従来それぞれ政令に定められておりましたものを、総務省令で定めることとしたことにより、関係の条文について改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

ご説明をさせていただきます前に、本日正誤表として第1条を削除するもの、それから議案第167号資料ということで、新たに制定する規則、それから改正前の政令を配付をさせていただきました。

それで、第1条を削除する正誤表でございますが、9月定例会でご承認いただきました消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の第3条におきまして、既に改正済であることが判明いたしましたので、第1条を削除させていただくものでございます。大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いをいたします。

それから、本条例の一部改正につきましては、大まかに申し上げまして、配付させていただいております改正前の政令で、第1表から第4表まであるわけでございますけれども、この別表第1が別表に改正をされております。

それから、別表第2から別表第4までは、すべて削除をされました。それで、この別表第2の傷病等級と倍数、ここの部分につきましては、今回の一部改正の条例の中に入り込み、それから一番右側です、障害の状態等につきましては、配付いたしております規則で定めるというふうなことになるものによるものでございます。

それでは中身に移らせていただきます。

議案の資料で説明をさせていただきますので、議案資料の2ページをお開きください。

第5条でございますが、第2項第1号中3ページで、上から5行目ですが、先ほど申し上げましたように政令の改正がございました。別表第1を別表というふうに改めるものでございます。

それから、第6条、第8条につきましては、不要な文言の削除を行っております。

4ページの第8条の2、傷病補償年金に係る傷病等級ごとの障害の状態について、総務省令に準じた規則で定めることに改正となりました。この規則といいますのは、先ほどもご紹介しました今回新たに制定をする規則のことでございます。

それで、第8条の2の第2項に、先ほども申し上げましたように、政令で定められておりました1級等級とそれから倍数をこの条例の中に入れてきたということでございまして、第8条の2第1項の第2号の2番目の最後の方に、相当するものとして規則で定めるといふ、この規則が今回先ほどから申し上げております今回規則で定める障害の状態のことでございます。

それからそのほかにつきましては、不要な文言の削除でございます。

それから、5ページからの第9条につきましても、障害補償に係る障害等級ごとの障害について、第9条の2項で規則で定めるといふ改正となりました。

第2項、第3項、第4項を新たに設けております。この第3項と第4項が改正前の政令の傷病等級と倍数の部分でございます。これを条例の中に盛り込んだということでございまして、追加となっております。

それから、5項、6項、7項、8項、9項までは、新たに234項を追加しましたので、項ず

れ等起こしましたものと、それから文言の修正削除等でございます。

それから8ページからの第9条の2第1項につきましても、先ほど来と同じように介護補償に係る障害について、その状態を規則で定めるということになりましたもので、それらが挿入、変更となっております。

それから2号、3号につきましては、新たな法律の制定により文言の修正、追加でございます。

それから9ページで、改正前1号、2号、3号、4号がずばっと削除になっておりますが、この部分については、新しい規則で別表第4、7ページなんですけれども、これ以降に定めてあります。

それから10ページの第11条の第1項第4号につきましても、規則で定めることによります。改正前ア、イの削除と文言の修正でございます。

以降の条文につきましても、文言の修正、それから改正、削除等でございます。

表内も含めまして、最後までそういう修正でございます。

次に、議案書の11ページをごらんください。

附則でございますが、第1条は施行期日の規定でございます。新たに障害者自立支援法が制定されましたので、その関係部分につきましては平成18年10月1日から、その他の部分につきましては、公布の日から施行することといたしております。第2条では、経過措置の規定を設けております。

なお、今回の改正では、政令の改正による条例の中に盛り込むものと、新たに附則を新規に制定するというものでございまして、すべての補償におきまして、障害の程度による等級や支給額等の改正は行われておりません。

以上で、条例改正の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 本案については、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第168号、後期高齢者医療制度創設に伴う京都府後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約案の議決についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第168号、後期高齢者医療制度創設に伴う京都府後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約案の議決について、提案理由のご説明を申し上げます。

我が国は、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、高い保険医療水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子・高齢化、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、老人医療費を中心に、国民医療費が増大する中、現行の制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されております。

このため、世代間の負担の明確化と公平でわかりやすい制度とするため、新たな高齢者医療制度の創設及び都道府県単位を軸とする保険者の再編、統合による保険財政基盤の安定と医療保険制度の一元化に向けて京都府後期高齢者医療広域連合を設立するに際し、府内の全市町村が統一した広域連合規約案について議決することが必要であるため、ご提案を申し上げます。

ます。

なお、規約案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それでは議案第168号、後期高齢者医療制度創設に伴う京都府後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約案についての詳細説明をさせていただきます。

概要につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

今回の規約案につきましては、先ほど町長が言いましたように、京都府下すべて同じ規約案で議会の方に提案を申し上げる内容ということになってございます。

それでは規約の概要説明をさせていただきます。この規約案につきましては、1条から第17条までの条項で構成されておりまして、各条項につきまして、説明を申し上げたいというように思いますので、少し時間をいただきますが、ご容赦いただきたいというように思います。

それでは議案書の13ページをごらんいただきたいというように思います。この議案書の13ページの第1条でございます。広域連合の名称を規定しておりまして、この広域連合は京都府後期高齢者医療広域連合といたします。2条には、広域連合を組織する地方公共団体を規定しております。広域連合につきましては、京都府のすべての市町村をもって組織するものでございます。

3条でございます。広域連合の区域でございます。これについては、先ほど申し上げましたように京都府の区域ということになってございます。

続きまして4条でございます。広域連合の処理する事務でございます。この条文には、広域連合は高齢者の医療の確保に関する法律第48条に規定する後期高齢者の事務を処理するというようになっております。の中で、保険料の徴収事務及び被保険者の便宜の増進に寄与するものとして、法令で定める事務については市町村が行うということになってございまして、保険料の徴収については市町村が行うということになっております。

現在の介護保険制度のように、この保険料については年金天引きのできる方については年金からいただく、そして年金天引きができない方については普通徴収を行うという、こういうことになってございます。

次に第5条でございます。広域連合の作成する広域計画の項目でございまして、計画に盛り込む事項について規定をしております。

6条につきましては、広域連合の事務所でございます。広域連合の事務所は京都市の区域に置くということが規定されておりまして、場所については現在検討中ということでございます。

第7条、広域連合の議会の組織でございます。広域連合の議会の議員数は32名ということになっております。

第8条、広域連合議員の選挙の方法でございます。広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該関係市町村の議会の議員のうちから選挙するというようになっております。ここでは、京都市4名、宇治市2名、その他の市町村は各1名ということになってございます。この人数の根拠につきましては、今回提出させていただいております議案資料の18ページをごらんいただきたいというように思います。この議案資料の18ページには、規約案の主要事項についてを記

載いたしております、その一番上に、広域連合議会の議員の定数及び選出方法が書いてございます。ここに、(1)として議員定数32名ということになってございまして、各市町村1人とし、人口規模に応じて加算するというようになっております。人口10万人以上は1人、人口50万人以上は2人、人口100万人以上は3人を加算するというようになってございまして、宇治市は約19万人の人口がございまして、京都市は約147万人の人口がございまして、宇治市で1名の加算、京都市で3名の加算ということになってございまして。

続きまして、もう一度議案書の14ページに戻っていただきたいというように思います。次に、9条の説明です。9条につきましては、広域連合議員の任期でございまして、ここに規定されておりますように、連合会議員の任期につきましては、関係市町村の議会の議員さんの任期によるということとされておりますので、与謝野町から出ていただく議員さんについては、平成22年4月15日までということになっております。

次に第10条でございまして、広域連合の議会の議長及び副議長でございまして、ここには、広域連合会の議会は議長及び副議長を選挙するということが規定されております。

続きまして11条につきましては、広域連合会長等でございまして、この条項につきましては、広域連合会長及び副広域連合会長6名以内を置くということになっております。また、会計管理者1名を置くということにされております。

次に12条でございまして、広域連合会長等の選挙の方法について規定をされております。

13条については、広域連合会長等の任期について規定されてございまして、任期は4年ということになっております。

次に15ページには、第14条です。補助職員について規定されてございまして、11条の広域連合会長等のほか、必要な職員を置くということになっております。

次に15条、選挙管理委員会について規定されてございまして、4名の選挙管理委員をもって組織するというようになってございまして。

16条は、監査委員について規定されてあり、2名を置くということになってございまして。

次に最後の17条でございまして、広域連合の経費の支弁の方法についてでございまして、収入につきましては、国、府、関係市町村の支出金をあてるということになっております。この関係市町村の負担割合については、別表に記載されてございまして、17ページの別表をごらんいただきたいというように思います。この17ページの別表には、区分欄を見てくださいと、上の方のマスの中に共通経費と、その下側に医療給付に関する経費ということ、2つございまして、この2つをあわせた額を広域連合会に支出金として支払っていくということになっております。なお、医療給付の経費の一番下側には、保険料及び徴収金に相当する額ということが書いてございまして、けれども、保険料につきましては、現在国民健康保険で行っておりますように、7割軽減でありますとか、5割軽減を行うということになっております。収入によって軽減を行っていくということが決められております。

以上、大変早口で喋らせていただいたんですが、1条から17条についての説明とさせていただきます。

続きまして、先ほど見ていただきました議案資料の説明を申し上げたいというように思います。先ほどの18ページをごらんいただきたいというように思いますが、この資料の18ページには、

規約案の主要事項について、1番から3番まで規定をいたしておりますので、見ていただきたいというように思います。

続きまして19ページでございます。この19ページには、規約案の構成につきまして、いいましたように1条から17条までの構成を箇条書きにいたしております。次に、20ページにつきましては、広域連合の設立、運営準備に係る当面のスケジュール案というのをお示しをしておりますので、これは厚生労働省のスケジュール、また京都府におけるスケジュール、その中には市町村が行わなければならない事業等のスケジュールも入っておりますので、これも参考にさせていただきたいというように思います。

最後、21ページには設立準備委員会の役員の名簿をつけておりますので、参考にさせていただきたいというように思います。

今回提案させていただいております広域連合の設立に関する規約でございますが、これは広域連合の設立に関する部分でございますので、実際には20年4月から事業運営を実施していくわけなんですけれども、詳細については今後検討され、また整備されるということになっておりますので、ご理解をいただきたいというように思います。

以上、提案させていただきました規約案の詳細説明とさせていただきますので、十分ご審議をいただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第169号、京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第169号、京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、来年3月に相楽郡の山城町、木津町、加茂町の3町が市町村合併に伴って木津川市として生まれ変わることになり、その結果、京都府自治会館管理組合を組織する団体の数が減少することで、規約の改正が必要となりますが、この改正とあわせ、来年4月には地方自治法の一部改正に伴って、従来同組合に特別職の収入役を置くこととしておりましたものを、この収入役が一般職の会計管理者と改められましたことから、収入役を廃止することで常勤の特別職の職員が不在となり、事務局体制の維持を図るためにも、この際、常勤の副管理者を新たに1名増員しますとともに、事務吏員、技術吏員としておりました職員の区分が廃止されましたことから、これらの内容の規約改正を行うため、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町長から本案の概要説明がありましたので、引き続きまして京都府自治会館管理組合の規約改正案の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

議案資料で説明をさせていただきますので、議案資料の22ページをお開きください。

まず第7条は、管理者等の特別職の職員の規定で、現行の規定が組合に管理者、副管理者及び

収入役を置くとしておりましたものを、来年4月の地方自治法の改正に伴いまして、収入役が廃止されますことを受け、この収入役にかわり、常勤の副管理者を1名増員し、2名とすることとしております。

それから第8条でございますが、特別職の職員の任期の規定で、新たに選任する常勤の副管理者の任期を4年としております。

続いて第8条の次に、第8条の2として、会計管理者の規定を追加しておりますが、これも地方自治法の改正で収入役が廃止されます関係で、収入役が従来分担しておりました会計事務を一般職の職員に行わせるということでございます。

第9条は、これも今回の地方自治法の改正に伴いまして、事務吏員、技術吏員という職員の区分が廃止されましたことから、文言の整理を行ったものでございます。

最後に、別表の改正でございますが、今も申し上げましたように、相楽郡山城町、木津町、加茂町が来年3月合併をされ、木津川市と市になりますので、その部分を改正をするものでございます。

次に、議案書の19ページをごらんください。附則でございますが、第1項の施行期日は、合併に伴う別表の改正部分につきましては、木津川市の合併に日にあわせて平成19年3月12日とし、その他の自治法の改正に伴う部分につきましては、来年4月1日から施行することとしておまして、第2項は収入役の任期の特例によって、所要の経過措置を定めております。

以上の規約改正を行うためには、地方自治法の定めによりまして、まず議会の議決をお願いし、その上で関係団体が協議を行い、知事の認可を受けることとなっておりますので、議会のご承認をお願いするものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第169号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第169号、京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第170号、京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第170号、京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市町村職員退職手当組規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、来年3月に相楽郡の山城町、木津町、加茂町の3町が市町村合併に伴って木津川市として生まれ変わることとなりましたのと、今回の与謝野町の合併に伴い、岩滝町、宮津市中学校組合が与謝野町宮津市中学校組合に名称変更しましたが、その変更手続きが関係市町の議会日程の上で調整がつかず、結果的に退職手当組合が指定する期間内に必要な手続きを終えることができなかったことから、今回の木津川市の変更とあわせて改正することとなったものでございます。

以上の結果、京都市町村職員退職手当組合を組織する団体の数が減少しますとともに、同組規約の改正が必要となります関係と、以上の改正とあわせ来年4月に予定されております地方自治法の一部改正に伴って、従来同組合に特別職の収入役を置くこととしておりましたものを、この収入役が一般職の会計管理者と改められ、同時に事務吏員、技術吏員としておりました職員の区分が廃止されましたことから、これらの内容の規約改正を行うため、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） それでは、引き続き京都市町村職員退職手当組合の規約改正案の詳細について、ご説明を申し上げます。

議案資料で説明をさせていただきますので、議案資料の23ページをお開きください。

まず、9条と11条の改正でございますが、来年4月の地方自治法の一部改正に伴いまして、事務吏員、技術吏員という職員の区分が廃止されましたことから、文言の整理を行おうとするものでございます。

第10条でございますが、収入役に関する規定でございますが、これも自治法の改正に伴いまして収入役が廃止されますことを受け、収入役のかわりに一般職の会計管理者を置くこととしております。

それから、一番下の別表でございますが、来年3月の合併に伴います山城町、木津町、加茂町が木津川市となります。それから、今年3月の合併により、岩滝町宮津市中学校組合が与謝野町宮津市中学校組合と、それぞれ改正をするものでございます。

次に、議案書の21ページをごらんください。

附則についてでございますが、第1項の施行期日は合併に伴う別表の改正部分につきまして、木津川市の関係は来年3月12日とし、その他の地方自治法の改正に伴う部分につきましては、同法の改正にあわせて来年4月1日からそれぞれ施行することとしております。

それから、別表の改正が3月12日からということで、与謝野町宮津市中学校組合の関係もそういう期日になりますけれども、本来ですとこの規約の施行日または適用日を、この部分につきましては今年の3月1日とすべきであったところではございますが、町長の説明でも申し上げましたように、中学校組合の変更手続きが遅れましたことで、今回の木津川市の変更にあわせて行

わざるを得ず、許可権を持つ京都府につきましても、一部事務組合の規約をさかのぼって変更するためには、相当の不利益がある場合に限り認めるという立場でございまして、今回のケースでは中学校組合が合併したのはあくまで今年の3月1日ではありますが、これを木津川市の合併にあわせた形で来年の3月に規約を改正するとしても、事実上の不利益が生ずることはなく、実際、今年3月1日に中学校組合の規約が改正され、その後も毎月負担金の納付をしていることもあり、来年3月までに中学校組合の職員が退職することになった場合でも、問題なく従前どおり退職手当は支給されるということもあり、京都府の考え方に沿った形で今年3月にさかのぼることなく、このような規定の方法となったものでございます。

また、附則第2項は、収入役の任期の特例について、所定の経過措置を定めております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、退手組合に係る規約改正ということで、直接規約に係る問題ではないんですが、余りこの問題については中身と言いますかね、運営の状況について議員も我々も知らされておられませんので、詳しくは、詳しくは言いませんが概要ですね、市町村がどんどん減って、構成団体が減ったためにより運用ですか、その組合としての資金運用もかなり大変ではないかなというふうに思っております、その点で、細かい金はいいんですが、大きな流れみたいなものをご報告願えたらというふうに思うんですが。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 退職手当組合につきましては、ご存じのように加盟してはおります各市町からの負担金をもって運営をされております。

それで、今伊藤議員がおっしゃいました、構成団体が少なくなったので経営が云々という話でございまして、現在のところ、そういうふうな話は聞いておりません。ただ、当与謝野町だけをとってみましても、16年度それから17年度末等に勧奨退職が多くございましたし、普通の普通退職者もございました。

それで、この退手の負担金につきましては、収支と言いますか、団体収支によりまして率は変えられております。それで赤字の場合、それから黒字の場合というふうな率があるわけですが、与謝野町だけをとって見ますと、1000分の160という負担率でございまして、与謝野町の団体収支だけを見ますと、17年度末では1億8,500万円余りということございまして、18年度以降も負担金の率については、若干上がるのかなというふうなことを思っておりますけれども、退手組合自体の運営がどうというふうな緊迫した運営というふうなことは、今のところ聞いておりません。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 大きな流れとしては、今の課長の答弁でわかったんですが、私がもうちょっと詳しく言うべきだったんですが、構成団体等と言うよりも、構成団体の変更は合併でいろいろ変わるんですが、一番大きな問題は、段階世代がどんどん今退職年齢にきているわけですね。これは

当然その対象になりますから、全国そうなんですけれども、これが大きな見通しとしてはどういうふうになるのか、今1つの私の問題意識としてはありましてね、ここへきて非常にいろんな変更が出てこらざるを得ないというふうに私は思っていて、その辺のもし見通しなんかがわかればね、どういう協議をされているのかというあたりがわかれば、明らかにしていただけたらなと思っています。

議 長（糸井満雄） 総務課長。

総務課長（大下 修） 今、その退手組合の中での話がどういうふうになっているかということでございますけれども、正直申し上げまして、町長も退手組合の役員にはなっておりません。それから、私も退手の担当課長会議というふうなものもございません。それで、今のところ申しわけありませんけれども、今のご質問にはお答えできないという状況でございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、どっちにしても構成団体に入っているわけですから、会議に出るか出ないかは別にして、実情はよくつかんで、見通しを掌握するということが欠かせないと思いますので、できればその中身もね、大きな流れで結構ですから、議会の方にも報告していただけたらと思っています。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第170号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第170号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第171号、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第171号、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、来年3月に相楽郡の山城町、木津町、加茂町の3町が市町村合併に伴って、木津川市として生まれ変わることにになりましたことから、この結果、京都府市町村議会議員公務

災害補償等組合を組織する団体の数が減少することで、同組合規約の改正が必要となります関係と、来年4月に予定されております地方自治法の一部改正に伴って、従来同組合に特別職の収入役を置くこととしておりましたものを、この収入役が一般職の会計管理者に改められ、同時に事務吏員、技術吏員としておりました職員の区分が廃止されましたことから、以上の改正とあわせ、議員の定数を減少し、その任期において所要の改正を行うこととして、これらの内容の規約改正を行うため、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） それでは引き続きまして、京都市町村議会議員公務災害補償等組合の規約改正案の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは議案資料の24ページをお開きください。

まず、第5条の改正でございますが、議員の定数の規定で、現行の14人から2人減で12名としております。

第6条の改正は、議員の任期と報酬の規定でございます。現行の規定が議員の任期を2年として、補欠議員の任期は前任者の残任期間と定め、また議員が選出母体の議会議長の職を失ったときは、組合会議員を失職するとしておりましたものを、選出母体の議会の議長の任期と改正をすることとしております。

現行の規定につきましても、要約をすれば選出母体の議会議長の任期によることとなりますので、この任期の定めにつきましては、文言の整理ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

第9条の改正につきましては、収入役の規定でございます。自治法の一部改正に伴い、収入役が廃止されますことを受け、一般職の会計管理者を置くこととしております。

第10条は、職員に関する規定でございます。これも自治法の改正に伴いまして、吏員その他となっておりますのを、職員に訂正をする文言の整理でございます。

最後に、別表の改正でございますが、来年3月の合併に伴い、山城町、木津町、加茂町を木津川市に改正をするものでございます。

次に、議案書の23ページをごらんください。

附則の施行日についてでございますが、合併に伴う別表の改正部分につきましては、木津川市の合併期日にあわせて、来年3月12日とし、その他の地方自治法の改正に伴う部分につきましては、同法の改正にあわせて4月1日からそれぞれ施行するということとしております。

また、この改正案につきましては、収入役に関する記述がございませんが、本組合では組合規約とは別に、収入役の事務の兼掌等に関する条例というものを別個に持っておられまして、その条例の廃止することによって整理ができるということでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第171号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第171号 京都市市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第13 議案第172号、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更についてを議題とします。
提案説明を求めます。
太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第172号、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。
本議案につきましては、組合を組織する地方公共団体のうち、市町村合併より平成19年3月11日をもって相楽郡木津町及び加茂町が消滅し、木津川市が設置されることに伴い、組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、平成19年4月1日より施行されます地方自治法の改正に伴い、収入役を会計管理者に、吏員を職員に改正するものでございますが、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 住民環境課長。
住民環境課長(藤原清隆) それでは京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合の規約につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案資料の25ページをお開きください。

京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の一部を改正する規約ということで、新旧の対照表をつけております。まず、9条の管理者及び副管理者の部分でございますけれども、6項の管理者及び副管理者がともに事故あるときは、管理者があらかじめ指定する吏員がその職務を代理するというので、この吏員の部分を職員に改めるものでございます。

それから第10条の収入役の規定に関する部分でございますけれども、この部分につきましては、全部改正ということで、会計管理者に改正をするものでございます。

まず10条の1項に組合の管理者を一人置く、2項ということで、会計管理者が事業に定める職員のうちから命じるということで、改正をするものでございます。

それから第11条の職員でございますけれども、組合に吏員その他の職員を置き、管理者が任命するということになっておりますが、吏員その他を削りまして、職員のみということにするものでございます。

それから別表の第2条関係の組合を組織する団体のうち、木津町、加茂町を削りまして、南丹市の次に木津川市を加えるものでございます。

次に、議案書の25ページをお開きください。

附則でございますけれども、1としまして、この規約は平成19年3月12日から施行する。ただし、第9条、第10条及び第11条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。2、この規約の施行の際、現に組合の収入役の職にある者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするということでございます。

以上でございますが、よろしくご審議いただきましてご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長（糸井満雄） これより質疑には入りませぬ。
質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第172号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第172号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。
ここで休憩をしたいと思います。
40分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
日程第14 議案第173号、与謝野町道路線の廃止、変更及び認定についてを議題とします。
提案説明を求めます。
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第173号、町道の路線の廃止、変更及び認定について、提案理由のご説明

を申し上げます。

路線の廃止につきましては、加悦奥区にございました府営駒田住宅、町営駒田住宅の廃止に伴い、路線を廃止するものでございます。

路線の変更につきましては、町合併により重複する路線の名称及び起終点を変更するものでございます。

その他、新規認定路線が1路線ございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） それでは議案書の26ページをあけてください。並びに議案資料の同じく26ページも一緒にあけながら見ていただきたいと思います。

中段の1、廃止する路線の関係でございます。これにつきましては、合併により重複する町道路線名を整理する中で、廃止路線の手続きが未完了でありましたので、今回あわせて整理をさせていただくものでございます。図面番号1ということで、路線名が駒田住宅の1号線、その下同じく駒田住宅の2号線でございます。

次に、変更する路線でございます。関係する路線が3町合併いたしまして、図面番号の2から32まで合計31路線ございました。ちなみに変更する路線ですが、上地線、これは弓木ということで旧岩滝町、それから図面番号3は石川、これ野田川町。図面番号4は、後野ということで加悦町でございます。こういった路線が28ページをごらんください。下の方で32の横に横道線とございますが、ここまでかぶっております。これを、29ページをごらんください。下側の括弧でございます。議案資料を見ながらごらんいただけたらというふうに思っております。図面番号2、旧上地線だったのを、それぞれの頭に地区の名前をつけております。弓木上地線、それから図面番号3は石川上地線、4番は後野上地線。

それから図面番号5番へいきまして、岩滝の小倉線、それから図面番号6が香河の小倉線、それから7番に石田新道線、それから岩滝新道線、これは旧岩滝町に2本同じ名前があった部分でございます。

それから9番が、垣中新道線。それから10番に岩滝田中線、それから11番に岩屋田中線、それから12番へいきまして石田の大門線、それから13番に岩屋の大門線、それから14番に似の大門線、それから15番へいきまして、男山の石原線、それから16番で岩屋の石原線、それから17番で石川の川向線、それから18番で温江の川向線、それから19番で青田大下線、それから20番で後野の大下線、21番へいきまして、男山の大坪線、それから22番で岩屋の大坪線、23番へいきまして、幾地の中村線、24番で温江の中村線、25番で四辻の中道線、26番で後野の中道線。それから27番で、四辻の縄手線、それから28番で金屋の縄手線、29番で下山田の薬師線、それから30番で金屋の薬師線、31番で石田の横道線、32番で下山田の横道線、それぞれ地区の名前を頭につけさせていただいております。

それから33番でございます。議案資料では58ページでございます。これにつきましては、旧野田川町さんと旧加悦町さんの町の境界でございましたが、1本につながるところでございますので、あわせて1本にさせていただいております。旧野田川町では、四辻三河内線、図面の

下側で加悦駅三河内線、これを図面の中で括弧に囲んでおりますとおり、四辻加悦線といたしております。

それから次が、図面番号34でございます。資料の方は59ページ。図面の左下、三河内明石線と明石三河内線をあわせまして、新町といたしまして三河内明石線といたしております。

それから、図面番号35になります。これは旧加悦町になる部分でございます。他の道路路線と同様に、整備をいたしております。図面の上側が加悦好々線、それから括弧の下が3つありますが、好々加悦線をあわせまして、中段の括弧のところ、加悦加悦線をいたしております。路線を一本にいたしております。

それから図面番号36でございます。旧加悦町の部分におきまして、括弧の下側になりますが、左側加悦駅加悦奥線、それから右側につきましても同じ名前でございますが、左側が2級町道、右側が1級町道ということでわけておりましたけれども、今回、岩滝町、野田川町と同様に、1級、2級という部分は区別せずに1本という扱いをいたしまして、加悦駅加悦奥線と路線を1本にいたしております。

それから図面番号37でございます。下側の括弧でございます。旧は加悦駅好々線です。変更前変更後、名前は一緒でございますが、起終点が変更いたしております。旧加悦町役場前からの起点でございましたが、もう少し上へ行きまして、現在ハツメの工事をしておられるところまで延ばしております。

それから、議案書の32ページでございます。図面番号、資料の方は63ページでございます。先ほどの廃止する路線と同様に、路線認定の手続きが未完了でございましたので、今回、あわせて整理をさせていただくものでございます。38番で路線名は中村材神社線でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第174号、町道明石香河線改良（その2）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第174号、町道明石香河線改良（その2）工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、第2回平成18年6月議会定例会において議決され、締結いたしました町道明石香河線改良（その2）工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を593万4,600円増額させていただくものでございます。

工事概要につきましては、法面を保護するための植生マットと、道路側溝の追加でございます。工事の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） それでは議案資料の64ページをあけてください。本契約の基本的事項といたしましては、請負差金に伴います部分につきまして、増額をするものでございまして、これにつきましては、継続事業をしておりますので、請負差金が出ました部分を平成19年度以降の工事の

部分にかかるところでございます。

内容といたしましては、先ほど町長が申しましたように、植生マット2,064.7平米、工事内容の中段のあたりでございます。

それから、その下の道路側溝100メートルを追加するものでございます。

図面的には、資料の66をあげてください。今回にかかります部門、右下に凡例をつけております。黒く塗っておるところは完了済、それから赤の斜め線を入れておりますところは、当初発注分で、今回追加分は黄色というふうになっております。グリーンは次年度以降というところで、今回変更させていただく部分は、図面の下段の部分で、道路側溝の300×360メートルという部分、両側がありますのでそれから図面上段左上になります。それから40メートル。それから図面の中段で、黄色く塗りつぶしておるところがございまして、これは植生マットを貼るところでございまして、次の67ページをあげてください。横断図を添付いたしておりますが、中を赤く塗っておるところが、この工事に伴います今回赤く塗ったところで、黄色の部分が今回補正で増額をさせていただくところでございまして、法面、本工の植生マットでございます。

それから次の68ページをあげてください。これにつきましても、横断図をつけておりますが、テールアルメ工といひまして、既設のコンクリートの直立擁壁をつけました。これも完了いたしておりますが、これに伴う部分の道路部分で、上側に黄色く囲んでおりますが、道路側溝をつけます。この部分について、今回増額する部分でございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第175号 滝水源浄水設備新設工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第175号、滝水源浄水設備新設工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、第2回平成18年6月議会定例会において議決され、締結いたしました滝水源浄水設備新設工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を795万600円増額させていただくものでございます。

主な変更としましては、浄水設備に設置します取水量計の仕様変更、浄水設備横の既設水路の改修や浄水場にありますが既設電気室の改修などを追加するものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、変更内容をご説明申し上げます。

資料の70ページに、滝水源の浄水設備の平面図と断面図、次のページ71ページでありますけれども、与謝浄水場にございます既設の電気室の平面図と断面図をおつけしております。

まず、70ページの変更からご説明申し上げます。

図面中ほどやや左に、パイプを赤く塗っておりますが、これは当初二次ろ過槽からオーバーフローした処理水を黄色のパイプで既設の素掘りの水路へ捨てることとしておりましたが、しかしこの水は処理したあとの水でありまして、むだをなくするために通常の処理水同様に、逆洗水槽へ送ることに変更します。逆洗水槽までの配管をステンレス製の100ミリで13.7メートル追加したものでございます。これによりまして、工事費が157万円増額となります。

次に、図面その下、既設の隣接水路改修工事は、改修溝は、当初は現況のままの、先ほど言いましたように素掘りの水路を復旧することとしておりましたが、新設する浄水設備から隣接水路に6本の配水管が接続され、それらの配水の勢いが強いことが判明をいたしましたので、素掘り水路では水路が浸食される恐れがあることから、図面右下にお示しをしておりますように、ナワ断面で幅が80センチ、縦が60センチのコンクリートブロックを23.5メートル敷設することにしたものでございます。これによりまして、工事費は60万円増額となりました。

次に、図面その下の断面図に、はたあげをしております取水流量計でございますが、当初はろ過槽への流入量調整用として現場で計測するだけの電池式の流量計としておりましたが、しかし浄水場や役場のパソコンでも流量の把握ができる流量計に仕様を変更しましたので、工事費が281万円の増額となっております。

次に、図面右側の中ほどのパイプの赤色で示しておりますが、これは府道に埋設しております既設の導水管が、水路の横断暗渠で詰まっていることが判明しましたので、これをやり直すこととしたものでございます。導水管の関係は100ミリで、暗渠部分につきましては、ナワ川鑄鉄管を5メートル、そのほかにつきましては、硬質塩化ビニール管を6.3メートル敷設をいたします。これによりまして、工事費は30万円の増額でございます。

続きまして71ページをお開きください。これは与謝浄水場でございます既設の電気室でございます。図の左上が平面図、その他が各側面から見た断面図でございます。今回の工事で、老朽化した電気計装設備に変えて、滝水源の浄水設備及び与謝浄水場の運転制御を行うとともに、役場のパソコンでも管理ができる電気計装設備をこの電気室に設置することとしておりますがこの際に老朽化をいたしております建屋の天井を含む各壁面を、内装、外装ともに改修することとしたものでございます。これによりまして、工事費が112万円の増額となっております。

次に、図面左下にはたあげしております浄水治水池でございますが、従来は電極制御としておりましたが、水位を見ながら制御の方が望ましいことから、水位計を新たに追加したものでございます。これによりまして、工事費は155万円の増額で、これらの変更をトータルしまして、795万600円の増額変更となったものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第176号、阿蘇シーサイドパーク施設整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第176号、阿蘇シーサイドパーク施設整備工事請負契約の変更について、

提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、第3回平成18年8月臨時会において議決され、締結いたしました阿蘇シーサイドパーク施設整備工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を745万2,900円増額させていただくものでございます。

工事概要につきましては、公園中央に位置しております徒渉池周辺と駐車場に照明灯を7灯追加し、また中央のトイレ兼機械室予定地付近に水飲み場を1基追加しております。

工事の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 議案資料の72ページをお開きください。この工事請負契約の変更につきましても、先ほどの明石香河線と同様に、請負差金による部分を平成19年度以降の工事の前倒しというような格好で示させていただいております。

工事内容の今回ふえた部分でございしますが、水飲み場それから照明灯、それから仮設水路を考えておりますが、当初計画で護岸工事につきまして、締め切り工事で考えておりましたが、台風シーズン等の関係もございまして、仮設水路というような形をとらせていただきました。

内容的には、図面の74ページをあけてください。下側3つ、表の中ですが、水飲み場1基と、それから仮設水路と書いております。これが中央付近になってきますが、幅5メートルから3メートル、高さ2メートルで延長が103メートルの仮設水路をつくっております。これは岩滝町で言います天神山川、山からの出てくる水路をそのまま阿蘇海へまっすぐ向く予定で設置いたしますと。それから照明灯は7基でございます。ワット数は150ワット。

次の75ページをお開きください。

図面の中央に黄色の線が2つありますが、左側の線が護岸の工事をした部分で、右側の部分に黄色を塗っておりますが、これが仮設水路として掘った部分でございます。

それから図面の左側の少し見えにくいですが、水飲み場の をいたしております。

それから76ページ、次のページでございしますがあけてください。

図面右下の部分でございしますが、駐車場の部分でございまして、この中で赤線が入っておりますが、これは当初設計で入れておった部分で、今回黄色のマルチョボがありますが、これが照明の部分でございます。

それから図面の上側につきましても、徒渉池の周辺に照明灯を設置をいたしております。合計7基分でございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第177号、山手線法面整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第177号、山手線法面整備工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、第3回平成18年8月議会臨時会において議決され締結いたしました、山手線法面整備工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を136万9,200円減額させていただくものでございます。

主な変更理由といたしましては、工事箇所が小学校の通学路になっていることから、安全性の確保のため工事期間に見合う交通整理員を当初設計に計上していましたが、工事発注後に現地を再度精査し、また小学校請負業者とも協議した結果、安全が確保されるため、交通整理員を減少いたしました。

工事の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 資料の78ページをお開きください。

工事内容の減額でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、当初は工事期間中、歩道がある関係で、全日工事期間中は交通整理員を設置いたしておりましたが、事業着手に向け学校、また業者等と協議する中で、工事側につきましては、落石の飛散防止の防護材、それから歩道側にはロープ等をはりまして、通常の工事の期間中は、特に交通整理を行い、ただし工事現場への資材の搬入等については、交通整理員を置くということで78ページの4の工事内容の変更の中、交通整理員を140人から40人ということで、100人減少をさせていただいております。若干、あと数量的に減額をしておる部分もございます。

図面的には、79ページでございまして、図面の色が塗っておりませんので、あれですが、道を挟んで図面の左上が完了済、今回右下の図面の部分が施工をした部分でございます。

以上、ページの80並びに81、それから82につきましては、当初請負契約を説明させていただいていた図面と変更はいたしておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第178号、平成18年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第178号の平成18年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、7,114万6,000円を追加し、総額を109億975万1,000円とするものでございます。

まず歳出から主なものについてご説明申し上げます。21ページから22ページをお開き願います。

最初に、全科目共通でございますけれども、職員人件費については、勤勉手当の計算方法の見直しや、職員の異動等に伴い、給料、職員手当、共済費等を増減いたしております。

23、24ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、例規関係業務を278万円追加いたしております。当初の予定では、年度末で整理し、例規集として製本するこ

ととしておりましたが、条例数が多く、2冊に分冊することとなるため、加除式で追録処理することとし、印刷製本費を100万円減額するとともに、例規データ保守委託料として追録委託料を378万円追加いたしております。

一般管理費一般経費は、11節需用費で消耗品費を350万円追加いたしております。コピーカウンター料や事務用消耗品を追加するものであります。

次のページの5目財産管理費、マイクロバス運行事業では、車検にかかります経費やマイクロバスの利用が見込みよりも多かったことに伴い、運転手賃金、運転業務委託料等、総額で230万4,000円追加いたしております。

財産管理費一般経費は、19節負補交で、43万3,000円追加いたしております。17年度事業から繰越明許しております四辻財産区の残存物件の整理について、測量の結果、面積が増加したことにより、四辻地区交付金を追加するものであります。

なお、のちほどの歳入でもそれに関連します財産収入を追加いたしております。

6目企画費、合併関係業務は、現在会計室に設置しております各種納付書等の自動読取機のリース期限が今年度末に満了することから、今ある機能に税務課が所管する給与支払報告書の読取機能を付加させたものを新規購入することとし、18節備品購入費を742万円追加いたしております。住民自治活動支援事業では、下山田の祭り用備品や、コミュニティ備品の整備にかかる補助金として、19節負補交でコミュニティ備品整備補助金を250万円追加いたしております。

次の27、28ページの2項徴税费、2目賦課徴收费は、固定資産評価業務で57万8,000円追加いたしております。固定資産評価業務に伴います地図システムの座標管理が、国際座標に変更されたことに伴い、データ変換が必要となったもので、13節委託料を追加するものです。賦課徴收费一般経費は、19節負補交を313万1,000円減額いたしております。法人税、町民税システムを導入する予定でしたが、平成20年度からの京都府との共同化事業で開発することとなりましたので、かかる経費を減額するものでございます。

4項選挙費は、来年4月に執行されます京都府議会議員選挙にかかります本年度必要経費として、総額で442万6,000円追加いたしております。

次に、3款民生費ですが、33ページ、34ページの1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉総務費一般経費は、介護保険並びに国民健康保険特別会計、事業勘定への繰出金を2,684万7,000円追加いたしております。介護保険につきましては、事務費相当分を、また国保については、保険基盤安定分並びに財政安定化支援分等を繰り出すものでございます。

2目障害者福祉費では、障害者自立支援法に伴い、10月以降の障害者福祉制度の体系の中で、地域生活支援事業として市町村が実施する事業の見直しを行い、障害福祉サービス事業並びに次のページの自立支援医療給付事業の中で整理いたしております。新たな制度であり、わかりにくい部分がございますもので、一つ例を挙げて説明いたしますと、36ページの説明欄、扶助費の上から8行目で、知的障害者施設訓練等事業費を7,347万5,000円を減額しております。しかし、一番下にあげております自立支援給付費の4,933万3,000円の中に、同事業からの移行分を3,141万1,000円見込んでおりますので、実際の今後の見込み額による減額は、4,206万4,000円となっております。これら以外の障害者にかかります各事業についても、今後の見込みから増減するなどし、障害者福祉費総額で2,193万円を減額いたし

ております。

37、38ページの3目高齢者福祉費では、老人保健医療事業で19節負補交を28万円追加いたしております。これは平成20年度から始まります後期高齢者医療制度の準備のための、府内市町村で広域連合を設立するための負担金であります。後期高齢者医療制度は、今段階的に老人保健の対象年齢を上げてきておりますが、平成20年度からは75歳以上の方を対象に、今までの税等の公費により賄われていたものを、介護保険と同様に、老人保険料として負担を求めるものでございます。

高齢者福祉費一般経費は、28節繰出金で老人保健の保険給付の見込みから、負担割合により特別会計繰出金を1,246万6,000円追加いたしております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、放課後児童健全育成事業で、市場地区の学童保育施設において、降雪により屋根から雪が滑り落ち、民家にご迷惑をおかけしており、その対策として雪どめを設置するものであり、15節工事請負費を100万円追加いたしております。

次の39、40ページの2目児童福祉施設費では、保育所管理運営事業で保育士の病休並びに産休に伴います代替保育士や、加配保育士また職員の退職に伴います代替調理員を臨時雇用することとし、7節賃金を236万1,000円追加いたしております。また10月から、途中入所事情にかかります消耗品費や、賄い材料費など、11節需用費を277万4,000円追加するなど、保育所管理運営事業で595万3,000円追加いたしております。

子育て支援センター事業では、勤務時間、賃金単価の精査により、7節賃金で保育士賃金を311万2,000円減額いたしております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、43、44ページの保健衛生総務費一般経費、28節繰出金を124万円追加いたしております。水道課の職員の産休に伴い、同課の職員を1名増員いたしましたので、人件費相当分を簡易水道特別会計に繰り出すものでございます。

2目予防費は、健康診査事業で、健診を無料としたこともあり、受診者実績が見込みより多く、健康診査委託料並びにがん検診委託料を総額で1,111万5,000円追加いたしております。

2項清掃費、3目し尿処理費は、45、46ページの野田川衛生プラント施設整備事業で、15節工事請負費を300万円追加いたしております。これは、汚泥発酵乾燥設備の故障により、緊急改修を行うものでございます。

5款労働費は、雇用創出にかかります国のバックアップ事業が採択されましたことにより、町が雇用促進奨励事業として実施する必要がなくなりましたので、謝礼など不要となります経費として80万円を減額いたしております。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、47、48ページの農業委員会活動事業で実績により農業委員会委員報酬並びに委員等謝礼をあわせて、35万6,000円減額いたしております。農家台帳管理事業では、新町の農家台帳及び農地地図情報システムの新規整備に伴い、住基固定データの取り込みが必要となりましたので、13節委託料を52万5,000円追加いたしております。

3目農業振興費は、京都の米産地づくり事業を活用したまめっこ肥料の散布機購入に対して、16万円補助するものでございます。

4目農地費では、次のページの農業用施設管理事業で、9月補正に計上いたしました男山地区蛇谷堰堤のしゅんせつに係る工事負担金を200万円追加いたしております。現場調査を行いましたところ、想定しておりましたよりも堆積土量が多かったため、水道事業会計で400万円の工事を追加することとし、前回と同様の2分の1の負担割合により追加をお願いいたすものでございます。

農業用施設整備事業は、市場小学校の山手に旧村時代から水道用水等に利用していたため池があり、現在は使用しておりませんが、提体法面に亀裂が入り、非常に危険な状態にありますので、本年度測量、調査及び設計を行い、来年度に災害防止工事を実施する計画で、新規に委託料を280万円追加いたしております。また京都府の小規模農業基盤整備事業補助金の対象としております香河地区の日晩寺下農道舗装事業の実施設計による減額や、新たに温江地区の堀池水路改良事業を対象事業として実施することとし、かかる事務費等もあわせて調整させていただき農業用施設整備事業総額で590万円追加いたしております。

農地費一般経費は、28節繰出金で、農業集落排水特別会計繰出金を63万円追加いたしております。のちほど、特別会計で提案説明でも申し上げますが、今後温江地区を整備するに伴い、田園環境整備マスタープランの策定が義務づけられているもので、それらの経費分として繰り出しするものであります。

次に、7款商工費では、53、54ページの5目観光施設管理費、クアハウス岩滝管理運営費で、500万9,000円減額いたしております。クアハウスの囑託支配人が4月末で退職されましたので、7節賃金を451万円減額するとともに、職員の自助努力により清掃委託料等についても減額するものでございます。

次のページ、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費は、橋りょう維持補修事業で、三河内大橋塗装補修工事費が、工事足場の検討など、設計の見直しや入札による落札減により、15節工事請負費を800万円減額いたしております。

3目道路新設改良費は、次のページの道路新設改良事業で17節公有財産購入費と22節補償を組みかえております。これは町道岩屋川線の補償物件の調整に時間を要することから、次年度購入予定の用地を購入することとしたことによるものでございます。

5項都市計画費は、次のページ2目公共下水道費の公共下水道費一般経費は、下水道事業での収支見込みから、28節繰出金で下水道特別会計繰出金を140万円減額いたしております。

9款消防費、1目常備消防費は、常備消防組合負担金で、宮津与謝消防組合負担金を本年度の負担金の確定により、194万8,000円追加いたしております。

5目災害対策費は、防災行政無線維持管理事業で、石川の亀山地区にあります防災行政無線の故障により、整備工事費を204万3,000円追加いたしております。

10款教育費は、次の63、64ページの2項小学校費、小学校管理運営事業で、11節需用額の燃料費を灯油の高騰等により、214万円追加するなど、総額で385万7,000円追加いたしております。小学校施設整備事業では、三河内小学校の水道漏水修繕や、山田小学校の屋上防水修繕など、緊急修繕として11節需用費で修繕料を153万9,000円追加いたしております。

3項中学校費では、67、68ページの中学校組合負担金で、19節負補交、与謝野町宮津市

中学校組合負担金を928万円追加いたしております。これは橋立中学校の耐震診断を実施するもので、国庫補助を受け、その補助裏分を生徒数による分担割合で負担するものでございます。なお、耐震診断の事業費といたしましては、1,214万円となっております。

69ページ、70ページ以降の教育費については、特に説明するものはございません。

次に、73ページ、74ページの11款災害復旧費は、2目河川災害復旧費で、河川災害復旧事業を763万9,000円追加いたしております。15節工事請負費は、平成16年に発生しました台風23号により滝地区のアップルファーム裏に残土処分場を設けておりましたが、借地であったため、今回整地等を行い、地権者の方へお返しするものでございます。

また、17節公有財産購入費、並びに22節補償につきましては、加悦地域で台風23号の被害にあった野田川の用水ポンプ小屋の用地購入費として328万9,000円、同じくパイプハウスの補償金として185万円、それぞれ追加するものであります。

また、この用地並びに補償については、全額京都府からの助成金として補償されております。

13款予備費は、71万9,000円減額し、調整しております。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

13ページから14ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税は、個人町民税の所得割の現年課税分が賦課の見込みから、2,000万円追加いたしております。

11款分担金及び負担金は、1目農林水産業費分担金で、農道整備の分担金を62万円追加いたしております。

先ほどの歳出でもご説明いたしましたとおり、日晩寺下農道舗装事業の減額や、堀池用地改良事業の追加に伴い、それぞれの分担金を減額あるいは追加するものでございます。なお、分担率は20%としております。

12款使用料及び手数料は、野田川衛生プラント施設使用料として、伊根町からの使用料で追加が見込めるため130万円追加し、一方、くみ取り手数料現年度分は今後の見込みから、870万円減額いたしております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、1節社会福祉費負担金で、国保基盤の安定を図るための保険者支援分として、国が2分の1、府が4分の1の負担割合により国保基盤安定負担金を838万6,000円追加いたしております。

2節障害者福祉費負担金は、先ほどの歳出でも申し上げましたように、自立支援法に伴う負担金の見直し等により、減額あるいは追加し、総額で492万2,000円減額しております。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金は、各種サービス事業等の補助金見込額を算出し、総額で940万5,000円減額いたしております。

次のページ、7目土木費国庫負担金は、3節住宅費補助金で、国の三位一体の改革による補助金削減により、公営住宅家賃対策費補助金を4,055万8,000円減額いたしております。

9目教育費国庫補助金、3節中学校費補助金は、橋立中学校の耐震診断に対する補助金が2分の1交付されますので、405万6,000円を追加いたしております。

14款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金は、先ほどの国庫負担金同様で、府の負

担率4分の1にそれぞれ追加あるいは減額し、総額で184万7,000円追加いたしております。

2項府補助金、2目民生費府補助金は、それぞれ各種サービス事業等の補助金見込額を算出し、総額で594万9,000円減額いたしております。

5目農林水産業費府補助金は、次のページで小規模農業基盤整備事業補助金を124万円追加いたしております。先ほどの歳出で申しあげましたように、日晩寺下農道舗装事業の減額や、堀池用水路改良事業の追加に伴い、調整いたしたものでございます。

そのほかの補助金につきましては、府からの内示により調整し、農林水産業費府補助金総額で32万3,000円減額いたしております。

8目消防費府補助金は、小型ポンプ付き積載車並びに消防用ホースにかかります補助金として、消防団資機材等総合整備事業補助金を150万円追加いたしております。

3項委託金、1目総務費委託金は、3節選挙費委託金で、京都府議会議員選挙委託金を442万1,000円追加いたしております。

15款財産収入、1目不動産売払収入は、先ほど歳出でご説明いたしました四辻財産区の残存物件の売払収入と、里道、水路の法定外公共物の売払収入をあわせて、118万1,000円追加いたしております。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、収支の調整のため5,000万円を繰り入れることとしております。12目福祉振興基金繰入金は、無料検診の委託料並びに市場学童保育施設の整備に基金を充当することとし、1,900万円追加いたしております。

19款諸収入は雑入で、1,009万6,000円追加いたしております。主なものにつきましては、歳出でご説明いたしました下山田への宝くじ助成金、一般コミュニティ分の交付決定により同助成金を250万円、災害復旧事業費でご説明いたしました野田川のポンプ小屋用地の購入、パイプハウスの補償金として、京都府からの野田川災害助成補償金を513万8,000円追加いたしております。

20款町債は、3目衛生費、2節清掃費で、し尿処理施設整備事業に合併特例債を発行することとしており、事業費の追加に伴い220万円を追加し、次のページの4目農林水産業債は、いずれも歳出で申しあげました事業に起債を発行することとし、小規模農業基盤整備事業債を合併特例債で、また上谷貯水池災害防止事業債を京都府の未来づくり資金で申請することとし、あわせて1,290万円追加いたしております。

7目消防債は、当初予算で小型ポンプ付積載車の購入に対し、合併特例債を予定しておりますが、府の補助金が減額になったことにより整理し、消防施設整備事業債を290万円追加いたしております。

なお、8ページ第2表地方債補正を計上し、同額を追加あるいは変更しております。

以上が平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

ここで暫時休憩いたします。

4時まで休憩いたします。

(休憩 午後 3時40分)

(再開 午後 4時00分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第20 議案第179号、平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第179号の平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、833万7,000円を追加し、総額を11億8,442万9,000円とするものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。13ページから14ページをお開き願います。

1款総務費、1目一般管理費は、人事異動に伴い人件費を増額するとともに、13節委託料で、ハンディターミナルのシステムサポート委託料を21万円、14節使用料及び賃借料で、積算サーバーのリース料を40万3,000円、それぞれ減額いたしております。

2目財政管理費では、過去の事業に対し、府補助金が5年間で分割して交付されます。今年度が分割分が確定したことにより、23万2,000円を追加し、減債基金に積み立てるものでございます。

2款維持管理費は施設管理委託料等で、今後の見込みから総額で210万4,000円を減額いたしております。

3款改良費は、与謝浄水場配水池用地購入と、用地測量委託料を総額で700万円を追加いたしております。これは配水池整備場所の計画変更により、地目が山林から畑になり、単価が高くなったこと、購入面積の増などにより増額となったものでございます。

4款公債費は、17年度の起債借入の利率が見込みより高利率となったことにより、82万4,000円を追加いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

11から12ページをお開き願います。3款府支出金は、確定により23万1,000円追加いたしております。

5款繰入金は、職員の異動などにより、一般会計から124万3,000円追加いたしております。

8款町債は、与謝水道統合事業債を700万円追加いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第180号、平成18年度与謝野町下水道事業特別会計補正予算(第

1号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第180号の平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、1,638万円を追加し、総額を18億4,637万2,000円とするものでございます。

まず歳出から主なものについて説明申し上げます。13ページから14ページをお開き願います。

1款総務費、1目一般管理費は、職員の人件費を3款事業費へ組みかえし、事業事務費とするものでございます。2目財政管理費は、受益者分担金の増額に伴い、同額の1,700万円を建設整備基金へ積み立てるものでございます。

3款事業費は、公共下水道事業が現場条件等により事業費が減額することになりましたので、相当分を特定環境保全公共下水道事業に追加し、組みかえをいたすものでございます。

5款予備費は、9万4,000円増額し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。11から12ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金は、収入見込みによりまして1,700万円追加いたしております。

4款財産収入は、78万円を追加いたしております。京都府下水道公社がことし5月末をもって解散となり、財産処分による精算金が発生したものでございます。

5款繰入金で、一般会計繰入金を140万円減額し、調整いたしております。

8款町債は、歳出でご説明させていただきましたように、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を組みかえております。なお、6ページに「第2表地方債補正」を計上し、同じように変更しております。

以上が平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第181号、平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第181号の平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、63万円を追加し、総額を1,994万円とするものでございます。

まずは歳出からご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。

1款総務費は、平成19年度から温江地区整備を実施する予定としておりますが、田園環境整備マスタープランを作成しなければ採択されないため、13節委託料で作成業務委託料を49万円計上いたしております。

2款維持管理費は、府道改良工事に伴い、既設マンホール蓋の高さ調整を行う必要があるため、11節需用費、修繕料で14万円追加いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。10ページから11ページをお開き願います。

5款繰入金で、歳出と同額の63万円を一般会計から繰り入れし、調整いたしております。

以上が平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第182号、平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第182号、平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の補正でございまして、11万6,000円を追加し、総額を18億7,194万8,000円とするものでございます。

まず歳出から、主なものについてご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、2項包括支援事業、2事業費は、現在使用している公用車を老朽化のため廃車し、軽自動車を購入することとし、18節備品購入費で90万円、それに関連する経費を12節役務費、27節公課費へそれぞれ計上いたしております。また13節委託料を137万6,000円減額いたしております。これは主任ケアマネの派遣委託料を計上してはりましたが、職員で対応したことによる減額でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。10ページから11ページをお開き願います。

7款繰入金は、郵便料の増によります事務費分を一般会計から11万6,000円繰り入れることとしております。

以上が平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第183号、平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第183号の平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の補正でございまして、1億4,245万2,000円を追加し、総額を25億6,274万4,000円とするものでございます。

まずは歳出からご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。

2款保険給付費から4款介護給付金は、それぞれ今後見込みを立て、増額あるいは減額をいたしております。

5款共同事業拠出金は、制度改正により平成18年度10月から保険財政共同安定化事業拠出金が創設され、1億4,000万円追加いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。10ページから11ページをお開き願います。

1款国民健康保険税は、収入見込みにより7,017万7,000円減額いたしております。

4款国庫支出金から6款府支出金は、歳出の見込みにあわせ調整をいたしております。

7款共同事業交付金は、歳出でご説明させていただきました保険財政共同安定化事業拠出金の創設により、歳出と同額の1億4,000万円を追加いたしております。

9款繰入金、1項一般会計繰入金は、保険基盤安定分、財政安定化支援事業分、それぞれ額が確定いたしましたので、追加いたしております。

事務費分につきましては、公金取り扱い手数料分37万8,000円を繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金につきましては、財源不足を調整するため、財政調整基金から2,000万円繰り入れるものでございます。

以上が平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第25 議案第184号、平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第184号の平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、1億5,580万円を追加し、総額を23億2,350万円とするものでございます。

まずは歳出からご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。

1款医療費諸費は、給付見込みの増加により、1目医療給付費を1億4,100万円、3目高額医療費を1,480万円追加いたしております。

2款諸支出金では、前年度償還金を1,000円追加いたしております。

4款予備費は、1,000円減額し調整しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページから11ページをお開き願います。

1款支払基金交付金から6款諸収入まで、歳出の給付見込みにあわせ負担割合により追加いたしております。

以上が平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第26 議案第185号、平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第185号、平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支並びに資本的収支の補正でございます。

まず、収益的収支からご説明申し上げます。5から6ページをお開き願います。

収益的収入は、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目雑収益で、一般会計の農林水産業費で説明いたしましたように、岩滝の蛇谷堰堤のしゅんせつ工事で追加が必要となったことから、追加経費を双方で負担することとし、一般会計負担分200万円を追加いたしております。

次に、収益的支出は1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で、工事請負費を400万円追加いたしております。先ほど収入で申し上げました蛇谷堰堤しゅんせつの追加工事費でございます。

その他につきましては、職員の異動等によりかかります人件費を増減するとともに、4目総経費で17節委託料で、ハンディターミナルのシステムサポート委託料を8万6,000円、19節賃借料で積算サーバーのリース料を40万3,000円、それぞれ減額いたしております。

次に、7ページから8ページの資本的収支についてご説明申し上げます。

資本的収入支出ともに関連しますので、一括してご説明申し上げます。

男山地区で下水道事業に関連して、排水管の敷設かえ工事を実施しておりますが、実際に工事に着手しましたところ、下水道工事に支障のない区間等が出てまいりましたので、事業費を精査し、工事請負費を2,000万円減額するとともに、下水道特別会計から補償工事分担金を1,000万円減額いたしております。

以上が、平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第27 議案第186号、平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第186号、平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算について提案理由の説明を申し上げます。

京都市町村交通災害共済組合がことし3月31日をもって解散したことを受け、地方自治法の関係規定の定めによりますと、同組合が所管しておりました交通災害共済事業は、各関係団体に継承されることとなり、解散時点の同組合の決算につきましても、各関係団体がそれぞれの議会の認定を経て、京都府知事に報告することとなっております。

そこでこのたび、監査委員による決算審査をお願いし、決算数値等の確認を得ましたので、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 引き続きまして、京都市市町村交通災害共済組合歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。

京都市市町村交通災害共済組合を平成18年3月31日をもって解散する議案、同組合の解散に伴う財産処分についての議案につきましては、旧3町ともに平成17年3月定例会でご承認をいただいております。今回この解散に伴いまして、組合の最終年度の決算について議会の認定を受けるべきところ、組合がなくなりました関係で、その解散の時点で加入しておりました関係団体の議会の認定を受けることとなりますので、このように監査委員さんの審査意見書を付してご提案を申し上げる次第でございます。

内容でございますが、添付しております組合の歳入歳出決算書をごらんください。7ページをごらんください。

財政調整基金として管理されておりました財源は、解散時の各関係団体の収支の比率などで配分され、この額につきましては、既に17年度に受け入れておまして、旧3町決算と与謝野町の3月分の決算で計上し、9月定例会でご承認をいただいております。

配分金の合計は、3億3,200万円でございますが、下のにも書いてありますように、そのうち1,105万7,712円は、旧京北町に対して平成16年度会計より支出をされております。この3億3,200万円から1,105万7,712円を差し引きをいたしました額、3億2,094万2,288円は、決算書に戻っていただきまして2ページでございますが、歳出の6項諸支出金の支出済額3億2,094万2,288円でございます。

この分も含めまして、その下に書いております決算収支につきましては、歳入歳出ともに3億4,527万7,030円として精算をすることといたしております。

以上が、平成17年度京都市市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の概要でございます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

議長（糸井満雄） ここで代表監査委員に決算審査意見の報告を求めます。

足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 本組合が解散されたことに伴いまして、議会が存在しないと、同時に監査委員も解職されたということでございまして、前構成団体の監査委員が等しくこの決算について監査をさせていただきました。

日時は11月10日、この加悦庁舎において議会選出の勢旗監査委員さんともども、監査を行いました。

ここに意見書として記しておりますように、的確に係数が処理され、それからまた議会で確認をされました財産処分に関する協定書に基づき、適正な配分がされていたということを認めましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
次回は12月15日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。
大変ご苦労さまでございました。
（散会 午後 4時27分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員